

国協(1950) 75-02

トヨタ・イスタンブール水産職業高等学校

報告書

昭和30年10月

国際協力事業団

JICA LIBRARY



1050897[6]

は し が き

トルコ・イスタンブール水産職業高等学校はわが国協力のセンター方式プロジェクトとしては、トルコ共和国における唯一の事業である。わが国の協力は昭和42年10月からの専門家派遣にはじまり、いままでに延べ13名の専門家を派遣しているが、過去専門家派遣事業ベースで行ってきたわが国の協力は昭和48年6月討議議事録の締結とともにセンター方式事業への協力に移行し現在に至っている。

過去をふりかえれば、渡辺初代チーフ時代は設立準備期間、阿部チーフ時代は設立期間、そして梶チーフの時代は拡充準備期間であり、特に梶チーフにおかれては日・ト両国間の意志の疎通及び専門家のチームワーク等に労力をそそぐ一方、担当分野である増殖部門の開設時期に当り、トルコ側職員の養成指導を行ない、本プロジェクトの発展に尽され、昭和50年7月に帰国された。

この書は同氏の報告であり、かつ、トルコ共和国における活動実績であるとともに本プロジェクトに対する今後の協力のあり方を示すものである。

終りに梶チーフ並びに同氏の派遣に当りご協力いただいた文部省及び関係諸機関に深甚な謝意を表わすとともに本プロジェクトが一層の発展を願うものである。

昭和50年10月

国際協力事業団

社会開発協力部長 大野正夫

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 13	314
登録No. 00215	24.7
	KE

目 次

はしがき	
I 経 過	1
II 諸 事 項	7
イ. イスタンブール海洋水産職業高等学校 要覧	7
ロ. 専門家の状況	7
ハ. カウンターパートの状況	7
ニ. 供与機材について	8
ホ. 製造科設置について	9
ヘ. 「ト」側が新設を希望する科について	9
III 水産高校 運営に関する背景について	10
イ. 文 部 省	10
ロ. 教育系体、教員、学生、生徒、教育予算	10
ハ. 水産法規について	11
ニ. 水産業界について	13
IV イスタンブール水産高等学校計画についての反省と問題点	14
(1) 反 省	14
(2) 問 題 点	16
V あとがき	21
VI 資 料	23
1. イスタンブール水産職業高等学校 要覧	23
2. 広瀬大使に対してのプロジェクト状況報告	34
3. 海洋訓練指導計画	37
4. トルコ文部省機構	41
5. トルコにおける教育関係資料	42
6. トルコ国水産規定	47
7. トルコにおける水産関係教育機関	57
8. 教科教育指導進捗状況(1974年～1975年度)	58
9. 教科書作成状況	59

トルコ国イスタンブール海洋水産職業高等学校プロジェクト参画報告

1974年5月10日より1975年7月9日に亘ってトルコ国イスタンブール海洋水産職業高等学校プロジェクトのチーフ兼水産教育専門家として派遣され、その任を果してまいりましたので茲に報告いたします。

1 経 過

1974年

- 5月10日 PA001便にて18時10分に羽田空港発。
- 5月11日 イスタンブールエシルキョイ (yesirkoy) 空港着。空港には専門家(高木チーフ代行、射場 中沢)の諸氏、ハバ通訳、学校側より校長夫妻の出迎えをうける。チーム一同と今後の予定について打合わせる。
- 5月13日 総領事館挨拶。
- 5月14日 学校における第1日目として職員、生徒に対し挨拶、その後第1回目の専門家会議を開き方針を述べる。
- 5月24日 SPO(国家最高諮問機関)より調査団来校、ガラス工場「Pasabahce」を調査団と共に見学。
- 5月31日 1973～1974年度終業式。
- 6月4日 専門家会議にて海洋訓練の企画案について審議。
- 6月5日 中沢専門家より増殖科設置について問題点をチーフに説明。
- 6月6日 増殖科設置に関して専門家会議。
- 6月13日、14日、15日 チーム全員にてアンカラ出張、大使館に挨拶、経過報告、文部省挨拶、プロジェクトに関する提言を行なう。
- 6月24日～29日 最初の海洋訓練実施。
- 6月25日 Hasan 校長およびHalil 副校長短期日本研修に出発。
- 7月中 教員休暇。専門家も規定以内の休暇をとる。
- 7月20日 キプロス島においてトルコ、ギリシャ軍と戦闘状態に入り主要都市に戒厳令が施行される。イスタンブールにおいては夜間外出禁止、灯火管制実施、物資の不足、物価の一時的上昇あり。
- 7月25日 文部次官名にてイスタンブール州教育長を通し増殖科開設についての問い合わせあり。

- 7月27日 校長、副校長日本研修より帰国。
- 7月29日 高木三郎専門家交替者派遣について Liason № 48 提出。
- 8月 1日 Hakki Olçer 生物科教師として赴任の挨拶に来校。
- 8月3日、4日 Canakkale 海峡に臨む、Çardak における塩水湖調査（梶、中沢）
- 8月 8日 増殖科開設について Racommendation paper №19 提出。
- 8月26日 射場、中沢専門家より夫々漁業、増殖科で必要とする機材リスト提出される。本日来年度新入生の募集要項発表。
- 8月29日 高木三郎チーフ補佐兼漁業専門家任期満了にて帰国。
- 9月 3日 Korturk 大統領第3回目の本校訪問、直接海軍に対し水産高校へ協力するよう命令が発せられる。
- 9月 9日 射場専門家交替者派遣に関して Liason № 50 提出。
- 9月15日～18日 JICAより委嘱の広報映画取材のためのチーム4名来伊。
- 9月19日 1973～74年度教育指導の反省について作成依頼 Liason № 51 提出。
- 9月22日 1974～75年度入学者選抜試験応募総数220名。
- 9月25日 入学試験合格者発表。漁業科29名、増殖科19名、電子科34名、電気科34名。
- 10月 1日 1974～75年度開始。学校の名称がDenizçilik ve Su ÜRÜNLERİ Meslek Lisesi と変更した。
- 10月22日 counter part 指導のための時間割作成。
- 10月28日～31日 Elazgl 地方調査、竝に広瀬大使に経過報告。文部省へ意見具申のため出張
- 11月13日 海軍水路部から漸く漁業科の運用担当の講師を派遣するについて打合わせに来る。カッター購入の見通しつく。
- 11月18日 counter part 指導時間割練り直す。海軍より「航海」担当の講師打合わせに来る。JICAより巡回指導班の「来ト」について事務連絡あり。
- 11月21日 指導班「来ト」について打合わせ会議。
- 11月22日 第1回3,000万円贈送機材イスタンブール港に陸揚げを確認し、ORDINO受領に赴く。
- 11月27日 チーフ、中沢専門家指導班と合流のためアンカラに赴く。28日大使館訪問、29日文部省表敬、30日イスタンブール帰着。
- 12月 2日 指導班と打合わせ。状況説明、学校側と話し合い、12月3日アナドル中学およびハイドロパシヤ工業高校見学。
- 12月 4日 指導班帰国。

- 1 2月11日 教室各科の配置について校長より相談あり。特に漁業科教室について。
- 1 2月12日 製造専門家派遣について Liason 第56提出。
- 1 2月17日 水産局長の案内でFAOから学校視察に来る。(日本人専門家藤浪氏も含まる)
- 1 2月19日 JETRO 高藤氏、ドイツ駐在和田氏、英国駐在柳沢氏を伴い水産事情を調査に来る。
- 1 2月30日 日本より供与のFRP船の保管(通関未了について)の件について副校長、射場、中沢専門家税関に赴く。
- 1 2月31日 税関の了解の下にFRP船を学校近くの棧橋まで曳航、繫留する。
- 1975年
- 1月 5日 JICA岡部企画課長来校状況視察。
- 1月 6日 専門家会議においてRDに関する調査団「来ト」の折には現チーフが居るべきであるという結論を出す。
- 1月16日 長島調整員来任。
- 1月17日 長島調整員に対し、必要業務引継ぎ。
- 1月23日 Paşabahçe ガラス工場にて水公害について講演する。
- 1月24日 レーダ方向検知機据付に関する専門家について派遣要請A-1 Form学校側と作成。
- 1月30日 射場世司人漁業専門家帰国。
- 1月31日 梶チーフ任期満了に伴う次期交代チーフ派遣要請のためLiason 第57提出。
- 2月13日 counter part指導のFull time 時間表について学校側の相談に応ずる。
- 2月14日 機材据付専門家の件について広瀬書記官に促進方依頼。
- 2月20日 チーフ、長島調整員アンカラに赴き大使、文部省に表敬。大使に状況報告。第1回分購送機材入手。
- 2月25日 日本における水産高校年間行事予定表の1例を英訳して学校側に渡す。
- 3月 3日 Kanlica における金魚、熱帯魚専門店を視察する。
- 3月 4日 養魚池構築のための池掘り工事生徒の手により始まる。
- 3月 9日 Bozuyuk における養魚場を梶、中沢および増殖科教員と視察。
- 3月10日 第2回分購送機材引取り、11日(第3回分)引取り完了これにて3,000万円購送機材全て受領。
- 3月18日 広瀬一等書記官来校、視察さる。
- 3月30日 紺屋雅昭専門家来任。
- 3月31日 紺屋専門家就任挨拶。同専門家は早速カッター受領のため漁業科教員および中沢専門家と造船所へ赴く。

- 4月 1日 紺屋専門家を伴い総領事館に赴き、総領事に着任挨拶。林田、白田据付専門家に来任。
- 4月 2日 据付専門家来校早速レーダ、方探据付工事にとりかかる。
- 4月 3日 篠村総領事来校視察される。
- 4月 8日 「ト国」文部省より学校に対し、今までに日本からどのような具体的な協力があつたかを知らせて欲しいとの連絡あり。チームの方で表を作成の上提出。
- 4月11日 「ト側」の懇請により白田据付専門家、鹿船大生、工業高校教師に対し、レーダ、方探の取扱いについて講義。
- 4月18日 供与機材贈呈式挙行。総領事、広瀬一等書記官、文部省男子職業技術教育局ユスフオネルトイ局長来臨。
- 4月30日 教員有志および漁業、電子科生徒と救助船視察。
- 5月 1日 中沢専門家夫妻一時帰国のため出発。
- 5月 4日 チーフ家族帰国。
- 5月12日 日本より金魚の購送についてその理由書をJICAに提出のため学校長にその作成方要請。
- 5月14日 教案進捗状況、Teaching note作成状況チェック。
- 5月16日 Neometin Candan 文部次官補来校。教員および専門家チームを交えて会談。日本研修終了者より研修状況報告。
- 5月21日 本日にて1974～75年度授業終了。簡単な終了の式を行なう。
- 5月23日 RDに関する調査団斉藤文部省職業教育課長、間山文部省調査官、竹内JICAプロジェクト担当「米ト」
- 5月28日 本日より単位不認定未習得者のための補講（Summer course）開始。調査団および艦アンカラに向かう。
- 6月 3日 討議議事録（RD）署名
- 6月 5日 調査団帰国。
- 6月 7日 学校長を通して依頼のあったBeogradの森近くの池の養魚条件調査に抵、中絶続く。
- 6月16日～21日 海洋訓練（最初20日までの予定であったが実習船の機関が故障のため1日延長）。
- 6月27日～30日 チーフ紺屋専門家を伴い大使へ夫々離任着任挨拶。文部省へ表敬、離任挨拶。Abdullah Nisannoi 文部次官よりチーフに対し感謝状贈られる。
- 7月 1日 海の記念日のためBeş klaşi 広場にて海の関係の団体によるCeremony。本校も今年初めて招待されたため生徒代表とともに専門家一同列席。

PM 3 : 00よりチーフ離任式。および成績優秀生徒表彰式。

7月 7日 帰国の途につく。

上期期間中、定期的な業務として下記のことを行ないました。

記

専門家会議召集	50回
校長との定例会談	47回
事務連絡	29回
業務報告(技術状況報告を含む)	毎月 1回

他に

域内出張 8回(Ankara , Elazgi, Bozyuk, Cardak)

カウンターパート指導 (カウンターパート氏名 Genrp Okutar, Hakkı Olcer, Sait Bayazitoglu, Kazim Altinkurt)

任期中チーフとしての業務の主要なものを要約してみると

1. 先ず第1にプロジェクトチームの統制をとることに留意。特に専門家同志の和を保つということに専心したが、良識ある専門家達のお蔭で極めてよい状態のプロジェクトとして経過した。
2. チームの意見を一本にまとめて、これを「ト側」に通じさせることとした。これは前、前々チーフが守られた路線でもある。プロジェクトチームが敷いた路線からはずれないよう心掛けた。専門家からはどのような意見も聴くこととした。
3. 毎週月曜日午前中専門家会議を召集し、チームの方針、連絡、業務計画について協議した。
4. 毎週水曜日チーフと学校長の会談をもち学校運営について協議した。
5. 最初の主要業務としては漁業科、増殖科のあり方に対する「ト側」への Recommendation の提出(5/31)。
6. 増殖科開講についてチーフとしての確信披れき、開講に関する Recommendation paper 提出(8/8)。
7. 「航海」「運用」担当教師についてのアドバイス。結果的には海軍から講師が派遣された。
8. カウンターパート指導に関する調整(通訳との関連で指導時間割の作成など)。
9. 水産教科に必要とする全ての機材リストの作成(「ト側」予算によるもの、携行機材、購送機材全てを含むもの)。
10. 海洋訓練指導。
11. 購送機材引取りに関する諸業務その後の機材管理の徹底。

12. 機材贈呈式のとりにつけ、1975年4月18日挙行。
13. (長島)調整員、(紺屋)漁業専門家、(林田)(白田)機材据付専門家派遣要請とりにつけ業務。
14. 次期チーフ、製造専門家派遣要請とりにつけ業務。
15. 「卜側」教員日本研修派遣要請とりにつけ業務。
16. 巡回指導班受入れ業務。
17. 引継調査団受入れ同行業務。
18. 専門家指導。このことについては専門家が十分に腕をふるいやすいよう、夫々の教科に因りては一切を任せる形をとり、専門家よりその指導方針や指導結果を聴き、その間の相談に対して快く応じる態度をとったので専門家としては、却って責任を感じよくCounter part指導に当たったと思う。
19. 在外公館との綿密な連絡を保つことに留意。大使に対しては前期、中期、後期に直接面談の上、状況を報告した。
20. 1974年9月より1975年1月に至る間は調整員(チーフ補佐)不在のため事務的業務に聊か負担があった。

以 上

II. 諸 事 項

イ. イスタンブール海洋水産職業高等学校要覧

本校は1973年10月1日漸く開校されたわけであるが、日本における学校要覧のようなものがないのでこの学校を説明するに必要な資料として要覧作成を思い立ち別冊の如きものを作成した。

ロ. 専門家の状況

チーフ在任中における期間中は次のメンバーが要員として活動していた。

- 射場也司人：37才、下関水産大学校漁業科出身、長崎県立水産高等学校教諭、漁業専門家
夫人、長男（7才）次男（5才）同伴、1975年1月30日帰国。
- 高木 三郎：29才、九州大学農学部水産科出身、海外技術協力事業団（当時）勤務、漁業専門家兼チーフ補佐、1974年8月30日帰国。
- 中沢 昭夫：33才、日本大学農獣医学部水産科出身、増殖専門家、夫人同伴、トルコ語1級資格取得。
- 長島 俊一：33才、拓殖大学、早稲田大学法学部マスターコース出身、国際協力事業団勤務、1975.1.16調整員として赴任。
- 椎屋 雅昭：31才、鹿児島大学水産部漁業科（専攻科）出身、鹿児島県立水産高等学校教諭、漁業専門家。

ハ. カウンターパートの状況

在任期間中、専門家のカウンターパートとしては下記の如き教員が該当した。（出身校は学校要覧参照）

- Hasan Nizamoglu : 45才、学校長、短期日本研修を経験。
- Halil Ural : 38才、副校長、短期日本研修経験。
- Getin Özerk : 33才、漁業科長、1970年日本研修。
- Cenap Okutan : 33才、増殖科長、1970年日本研修。
- Osman Tasdemir : 26才、漁業科、1974年日本研修、'75.2帰国。
- Erdoğan Güven : 26才、増殖科、1974年日本研修、'75.2帰国。
- Hakkı Ölcer : 35才、増殖科、目下日本研修準備中。
- Kazım Altinkurt : 26才、製造科科長予定、1974年日本研修。

以上の他に Sait Bayazitoglu もカウンターパートとして専門家（高木三郎・堀 純夫）の指導を受けていたが、1975年の当初より、学校長は本人を不適格者と認めカウンターパートより外された。学校長よりその間の事情（本人の非常識な言動）を聴き止むを得ないものと認められた。

◎ 日本研修計画について

現在本校において既に日本研修を終了した者は下記の通りである。

漁業科	2名
増殖科	2名
製造科	1名

プロジェクトとしては各科目々々名ずつは日本研修させたいと思っているので本年も各科目3名を予定し、既にJICA宛計画書は提出しており、「卜側」に対してもその旨進言し、学校より文部省に対してその候補者の選出を要請しているが、目下のところは増殖科の Hakkı Öloer のみが決定しているだけで2名の選出に困難を来していることはまことに遺憾であり、「卜側」が日本からの協力に対する体制をもっと真剣に考えるべきであると毎度のことながら感ずる次第である。確かに「卜側」の事情を伺ってみると、止むを得ないと思われるのであるが、そのような体制にあるということに問題がある。

学校長としては漁業科の研修生としては目下Adanaの工業高校の教員であるところの Kemal Yalçın を文部省に推せんしている。また製造科については以前に本校教員で製造科が開設されれば製造専門の教師を予定していたが開設されないため業を煮やして辞めた Özkan Ünal が再び就任を希望しているので学校長もこれに同意し、同じく文部省に採用方を申請した。しかし、Özkan Ünal は既に1969～1970年に日本の沿岸漁業研修コースに参加済みであるので、果して製造科コースの研修が可能であるかは疑問である。若し可能であるとすれば1年間という期間は必要とせず、6～8ヶ月くらいが適当ではないかと思っている。

三. 供与機材について

既に今までにも赴任した専門家の携行機材は長島調整員、紺屋専門家分を除いて全て学校側に供与され学校側の帳簿に記入されている。

48年度3,000万円購送機材も3月11日までに全て学校に引取り完了し、4月18日にこの機材の贈呈式を行なった。この管理について万全を期するためチームとして各科に必要な全ての機材リストを作成し、学校側にも手渡したが、学校長も担当者に対して厳しくその管理について指導している。

日本から供与される機材について最も困難を来した引取りについては着任時(開校後1年経過、専門家派遣後3年経過した時点)においても機材到着後引取りまでに6ヶ月近くを要した次第で、

精密機器にとって6ヶ月間も放置（実際は船積みされてから8ヶ月間）することは甚だ不愉快であるから、何とか早く無税通関手続きができないものかと大使館、文部省と検討した。また関係当局も機材引取りに関する要領もつかめて来たので、今後は以前よりは早い時期に入手できると思われる。

今年（50年）末までには49年度予算2,000万円（金額は3,000万円）購送機材が供与されることになっており、前回は漁業科機材が主たるものであったが、今回は増殖科機材を主としている。

供与された機材について見ると、まことに至れり尽せりの感じで水産高校のそれと比較して決して遜色あるものでなく、むしろ細かいものでは充実しており、規定された供与機材としては最大限のものであると思う。

今後はそれらのものを如何に生かすかというところに問題があるわけで、専門家としては、その取扱い運用法というものを「ト側」に指導する責任がある。

ホ、製造科設置について

プロジェクトの当初よりの目標は漁業、増殖、製造の3科を水産高校に設定することに協力することであったわけであるが、「ト側」の事情により漁業、増殖の2科のみが前回のRD有効時期（1975年6月まで）に開設され製造科については遂に開設が間に合わなかったわけである。しかしプロジェクトとしては水産教育の3本柱である漁・増・製の3科を設立することによって初めて水産高校の設立が満足に叶えられたことになるのであるから是非共製造科は設立させたいと願っていた。従って既に製造専門家の派遣を要請し、日本研修のための計画も一応提出してあったわけで、日本側（JICA、外務省、文部省）としても、その方針及び「ト側」の強い要請もありR/Dは2ヶ年間延長と決ったのである。トルコ国の状況を見ても、農業国という立場から食品加工に関する教育は必須のものであると思うし、そのような点から考えても製造科設置は至って意義あるものと思う。

ヘ、「ト側」が新設を希望する科について

「ト側」としては、国情から考えて（卒業生の将来ということも考えて）機関科（課程）、甲板科（課程）というものを新設し、ついではその科（課程）についても協力して貰いたいと希望が出されたが、当方としてはR/Dにある如く水産教育そのものに協力するという事になっており、勝手にその路線を変えることはできないと突放ねた。私達から見ると漁業科、増殖科という2科を設置し、その中においても教員の欠如等問題があるのに、肝腎の製造科をR/D期限内に設置もせず、そういう中において機関科、甲板科（無関係も協力して貰いたいといわれたこともある）の協力は以ての外と考えた。順調に3科が設立され、問題もそれ程なく運営されており、余裕がある場合ならば新たに科を設置するという事なら理解できるが余りにも総体的に考え過ぎていると判断している。

ト、カウンターパート指導について

カウンターパート指導については業務報告、技術状況報告にて報告済みであるが、教科の進捗状況については資料で示すこととする。

Ⅱ. 水産高校運営に関する背景について

トルコ国に水産高校を設定するについて日本から協力しようとする場合、「トルコ」の事情を十二分に調査しておく必要がある。設立前に必要なこと、設立後に必要なことと種々あるわけであったが、特にプロジェクトチームとして活動する場合、チームは十分に事情を心掛けておらねばならないわけである。なお当プロジェクトのように主任格が次々と交替する場合には十分に資料をまとめて引継ぐ必要あるものと痛感した。

そこで一応水産高校を設立し運営するについての「トルコ側」の背景というものについて考えてみると次のようなことに関するのではないかと思う。

イ. 文 部 省

国立学校の統轄は全て文部省の下であることはいうまでもない、地方における高校までが文部省の直轄下にあるのでお互の意志の伝達に問題があるように思われた。又省内の責任者達の考えが不統一であったり、連絡が十分にとれておらず、水産高校の運営にも支障を来すことが多くあった。水産高校を統轄する責任の掌に当たっている人達は下記の通りである。

文部次官	Addullah Nisanci
文部次官補	Necmetin Candan
男子職業技術教育局長	Üsuf Öner toy
企画教育局長	Bozkurt Benderyol
男子職業技術教育局次長	Stik Aktay

ロ. 教育体系、教員、学生、生徒、教育予算

トルコ国内の行政措置は全て最高企画庁 (Super Planning Organization=S.P.O) によって企画決定される。従って S.P.O の決定を見なければ実施されないということになる。

S.P.O は 1974 年度実施計画を公表しているが、文部省は第 3 次 (1973~1977) 5 ヶ年計画を公表しており職業教育次官補にかかわる部局が埋めるべきレポートとして別紙資料 5 の如き表を以て整理されている。

教育系体については資料 5 の通りで義務教育としては小学校 (5 年制) までであるが、1975 年度より中学校 (3 年制) にまで実施されると伺っている。中学校卒業後の中等教育においては 1971~72 年度における長期計画においては普通科教育と職業教育の比率は 77~78 年度 61.5 : 38.5、81~82 年度 62.4 : 37.6、86~87 年度 63.1 : 36.9、91~92 年度 63.6 : 36.4、95~96 年度 63.9 : 36.1 というように将来普通科教育を順次拡大していく予定であったのが、1974~75 年においてその計画は遂に職業教育拡大へと変じているのである。

即ち、

77～78年度普通科 55.25：職業科 44.75、81～82年度 50.85：49.15、86～
87年度 45.20：54.80、91～92年度 39.50：60.5、95～96年度 35.0：65.0

となっている。

中等教育第2段階（中学校卒業者）の学校種類別割合 1972/73を見ると（世界の学校教育）

普通教育 リセー	工業技術教 育リセー	職 業 教 育 リ セ ー					計
		師範学校	宗教学校	商業リセー	女子学院	ホテル学校 音楽学校	
58.0	15.3	10.4	4.7	7.8	3.6	0.2	100

註：リセーとは高等学校の意味

上記の如くで農業関係のリセーが含まれておらず、水産高校は勿論当時開校されていなかった。農業高校は農業省の管轄下にあり、また商船大学などは運輸省の管轄下に入っている。従って水産高校はどこの所管かといえば従来の考えでいえば農業省に水産局があるから農業省の所管するところと考えられるところであるがS.P.Oは飽までも教育機関は文部省で管轄すべしということで発足は文部省の管轄の下で行なわれているわけであるがS.P.Oは1977年以降は農業省に移管さすべく法律を以て決定した。従ってこのまま進めばイスタンブール水産高等学校は1977年度において各課程（漁、増、製、電子、電気）は分裂して水産関係課程が農業省移管になる予定である。教員数、学生、生徒数の動向、教育予算については別紙資料を参照されたい。

ハ、水産法規について

トルコは1971年3月22日認可による法律番号1380号を以て水産法を設け、この水産法の3、19、23、24条に従って水産規程が設けられ最高裁の検閲後1973年6月23日承認し同日を以て発効している。

水産教育指導に当たっては、「ト国」の事情のうち、特に水産法規を十分に踏まえた上で行なわねばならないものと思う。幸いにして高木三郎前専門家はHavva Turdizade 通訳の協力の下に水産法、水産規程共に全訳完成しており甚だ有効的な資料といえる。

ここには水産法の概要（項目のみ）と水産規程の全文（資料6）を掲載する。

水産法

第1章 総則（範囲）（定義）

第2章 水産物生産

A. 水産物生産ライセンス

B. 水産物生産場所

第3章

発展、奨励および保護

訓練・教育

第16条 農業省は水産物生産に従事する者の職業的知識・技術を増進する目的で他の省とも協力しながら専門家達の指導下で有料、無料のコースと職業学校を開くことができる。

（奨励と援助）

適合性

第4章 禁止と命令

（爆発物と有害物の使用禁止）

（水に有害物質を流すこと）

（外国人の水産物生産の禁止）

（河川に障害物を設置することの禁止）

（一般的禁止、制限、義務）

（トロール）

（禁止されている水産物を販売、輸送と加工に使うことの禁止）

第5章 魚市場

（魚市場と販売手数料）

（魚市場以外での販売禁止）

第6章 その他の条目

（情報と書類の供与）

（禁止されている棄物（船）と漁獲の例外的使用）

（Allowanceの割当額）

（検閲と管理）

第7章 法律的手続

(訴訟の方法)

(差し押さえ水産物)

(没収された物と水産物)

第8章 処罰の司法権

(処罰)

二. 水産業界

このことは最も必要とする項目であるが、1969年以来専門家が相当数在勤し、特に開校前においては処々方々に調査に赴いたものと思われるが、私自身まことにお恥かしい次第だが Istanbul 市内にある水生生物研究所や魚肉公社をも訪れていない。赴任の当初において学校長にそれらの機関を訪問したく案内方を請うたが、学校長の政治的配慮(農業省移管問題)からか遂に案内して貰えなかった。トルコにおいては系統的組織的水産業は漸くこれからという時代であるので統計その他の資料が不足していることは確かである。しかし、水産教育指導に携わるプロジェクトの各員はトルコ国内の水産事情というものを十分に踏まえているとすれば、ここにより適切なアドバイスもできたのではなかろうかと思うのである。いずれにしても在勤中に僅かに Canakkale 近くの Cardak という小漁村の調査、東部地方の E1ažgi 方面の 鱒生息域調査、イスタンブールより約200 Kmの距離にある Bözüyük における養鱒場見学、市内魚市場調査が全てであり、トルコにおける水産業の実態は把握できずに終わってしまった。

Ⅳ イスタンブール水産高等学校計画についての反省と今後の問題点

(1) 反 省

1963年トルコ政府は第1次5ヶ年計画の一環として水産高校設立を決定したことによって、この計画が始まった。この水産高校設立については云うまでもなくトルコ国水産業発展を指向するにあるわけであり水産業並に関連事業に携わる中堅技術者の養成機関として当水産高校設立となったのであるが、当水産高校が果してトルコ国水産業発展のための中堅技術者養成にマッチしたのかという疑問を持たざるを得ない。即ちトルコ政府（文部省）は1973年当水産高校の開校に当って水産と直接関連する課程（以下科と称す）としては、僅かに漁業科のみで他は電子科、電気科という直接には関係のない科を以て発足し、その後1974年に増殖科を開講し、本年（1975年）製造科を開設することになった。

トルコ政府は水産業発展に資するための中堅技術者養成機関のあるべき性格について、もっと慎重に検討すべきではなかったのだろうか。トルコ国の然るべき機関あるいは他国の権威ある専門家の協力を得て正しく水産業の将来を見通して確たる水産業発展計画を立て、その上にたつて、その計画に見合う中堅技術者養成機関を設置すべきではなかったかと考えるのである。我が国と漁業様式の異なるこの国で日本国とまったく同様な方式で教育指導して果してトルコの漁業界にとって効果があるのかは当然疑問があり、その上水産業に全く素人といってよい「ト」国文部省がこの設立のイニシャチブをとって設立した結果、日本側としては予測だにできなかった電気科が併設されるような状態となり水産高校そのものの姿が歪められていったのである。

特に漁業科のカリキュラムと就職との関連で現状の水高の漁業科卒業生で果して漁業方面へと進む者が何%あるか甚だ危惧すべき状態であるが、文部省は開寮についても積極性を示さず、従ってトルコ全土において真に漁業技術者を目指す者があつたとしても彼等の経済状態から水高への入学は困難であり、徒らに目的意識を持たない者が多く入ってくるような結果となっている。専門家チームは広く全土から募集するよう Recommendしたが、このことは受容されないままにほとんどがイスタンブール州から入ってきた生徒ということになった。しかも、1974年10月より文部省はイスタンブール水産職業高校なる名称を海洋水産職業高校と改称し、海員の養成機関併設へと乗出してきたのである。

現在最上級生である漁業科生徒の中で将来漁業従事希望者は僅か2名で、他は漁業とは関係の薄い海運界や他の陸上産業を希望している状況である。海員養成が目的ならそれで結構であるが、設立の目的は飽までも水産業の中堅技術者養成にあつた筈であるし、日本人専門家はトルコ国水産業発展に協力のために赴いたのであり、直接には水産教育指導ということで行なつたわけであ

る。従って好結果を希うとすれば、中堅漁業技術者養成機関としてはむしろ訓練センターを設置した上で、成行き（漁業界の進展状況）を見て、次段階として高校レベルへと移行してもよかったのではなからうか。海員（中堅技術者）養成機関としては海軍銀行が既に甲板、機関員の養成を行っており、上級士官養成機関としては商船大学があり、文部省は更に1974年10月高校レベルの商船学校を開設しているのである。

所管する文部省が水産業に関して無知であり、文部省の教育制度の中にあっても水産教育指導に非常に制約される点も多い現状であり、その上徒らに所管を固執せんがために水産とは関係のない電気科、電子科（果してトルコ漁業でこれ程の科が必要なのだろうか）を設けるなど、聊が重められているといっても過言ではない。その上、水産業そのものは農業省水産局の管理下におかれており、卒業生徒の進路は当然水産方面へというのが正統な目標である。日本のような教育制度にあっては当然水産高校も文部省の管轄下において不思議はないが、トルコにおける公立高校は全て各省直轄であり、農業高校は農業省所管となっているし、各省間の連絡が果してスムーズにいつているかも疑わしいものである。

所管問題については内政に関することであるから専門家がトルコ国内において軽々しく発言したり、干渉する筋合いのものではないであろう。とは申せ、昨1974年9月大統領が本校を訪問した折には日本人専門家チームに対して所管問題についての意見を問われたのである。その際には多勢の陪席者や特に文部省管轄下にある全教員を前にして明らかに意見を述べることは不可能であった。

結論的に言えば、漁業科については、漁業方式がより高度に発展する見通しの段階において高校への移行でもよかったのではなからうか。「ト」側は恐らく漁業従事者養成よりもむしろ海運技術者養成機関への進展を望んでいる。勿論訓練センターを設置したとしても、その様式の如何によるわけで、農業省水産局の管轄下において設立し、トルコ各地の漁業組合より後進者として推せんされた中学出身者を養成すれば、明らかにこれらの者は出身地に帰り漁業従事者となる可能性が大きいのである。訓練所には漁業組合幹部養成機関を併設すればより効果的結果を得られたのではなからうか。

増殖科、製造科については、その性質上農業省所管の水産高校として設置することは必然的なものであり、特に増殖科においては、これと関連する上級教育機関として各地の大学の生物科や獣医科などに増殖と類似する講座が設けられているので、むしろ抵抗なく設置できたと思われる。

但し現在校の教師の点においては折角、大学の中に水産生物飼育に関する講座がありながら、その出身者が得られないため実践力に乏しい教師が存在する形となった。

なお、増殖科や製造科の開講が遅延したことについても水産高校自体にも問題があったが、文

部省の態勢にも問題があったことは否めない事実である。即ち増殖科においては1973年の段階において増殖科担当教員は2名(うち1名は翌'74年2月より1年間日本研修)いたのであるが、科長が校長代理兼務という責務を負わされており、任務の負担と施設(実習池)の面で不安をもち開講に踏み切れなかったのである。また製造科においても1年時の教員の面では揃っており、スタートは可能であったにも拘らず、校長代理の決断力のなさや文部省の体質から1973年度初めの直前になって開講中止を決定し、日本から予定していた製造専門家派遣も中止となり、製造科教員予定者も業を煮やして辞任ということになったのである。ここに至るまでのことを考え併せると「ト」側文部省が果して真剣に水産高等学校計画を考え、最大の努力を払っていたか疑問を持たざるを得ない。しかし、このことがトルコ国自体の体質であるとすれば何をか云わんやである。

当初派遣された専門家達は水産高校設立運営のための専門家であるにも拘らず、全て(水産高等学校)教育に未経験の者達であったため、当計画は足踏み状態であったが1972年9月に当プロジェクトとしては初めて教職経験者がチーフとして派遣され、チーフ制の確立など体制造りに専念し、漸くチームの動きも軌道に乗ってきたのである。1973年3月チーフは交代し、その間漁業専門家も交代し、徐々にチームは路線を踏みはずすことなく歩み、1973年10月には暫く空白となっていた校長職にHason Nizamoglu氏が就き彼の行動力によって漸く回転し始め、1974年5月に私がチーフとして赴任して以来、常にチーム内の和を保つと共に「ト」側との信頼を深めるべく努力し前々チーフ、前チーフの築かれた路線を守り、その間日本研修の3名の教員も帰国し待望の3,000万円分の供与機材も到着し、漸く水産高校としての形態が整えられてきたのである。

(2) 今後の問題点

前項においてイスタンブール水産高校について反省を試みたが、どのように批判したとしても既に発足した以上は何としてでも設立の主旨に副ってそれを成功に導くべく努力せざるを得ないのである。従って現状においてはトルコ国情を踏まえて問題点をどのように解決すべきであるかを真剣に考えなければならない。即ち本年6月に作成されたイスタンブール水産高等学校についての討議々事録に基いて「ト」側に協力することになるので、飽までも基本は漁業、増殖、製造の3本柱を以て一貫した水産教育を具備し、このことのみを専念すべきである。この3本柱が確立された上で、余裕があれば他科について協力すればよいと思う。以下イスタンブール水産高校運営に協力するための問題点を列挙してみる。

(1) 運営委員会の設定

この件については当水産高校プロジェクトの発足の段階で必要とすることだったと思う。現

在までの派遣専門家の意見は直接には校長までに留まるので、果して我々が云っていることが真に上部機関に到達しているかは疑問であり、若し達するとしても説得力の弱められたものとなるおそれがある。チームは時には校長を超えて上部機関へ意見具申すべき問題も起るのである。また当然専門家を変えて協議すべきを「ト」側だけで勝手に相談して協計画を立てることもあるが、文部省、水産高校、専門家チームが打って一丸となって水高の運営を考えるべきである。このことは大統領が1974年9月3日に来校に際し、文部次官が本校の現状将来を説明の折、諮問機関にはかったといったが大統領はその諮問機関に日本人専門家が加わったかと訊ねられ、文部省、学校側を周章させた事実がある。我々専門家から云わせればイスタンブール水高計画を「ト」国で一番真剣に真実に考えているのは大統領であるという感じを懐かせられている程である。今回R/Dの延長が日、ト双方で承認され、討議々事録に委員会の設定が加えられたことは専門家の発言力の向上には甚だ効果的なことであり、是非実現させたいものである。然し乍ら現在に至るまでの「ト」側の態勢からすれば、彼方に任せていたのでは絶対に委員会の実現性はないと思われるので、日本側から強力で推進して実行計画を立てねばならない。

(ロ) 教員の確保

教育は人なりといわれる如く、施設、設備は元より必要なものであろうが何と云っても必要なのは立派な教員である。現在に至るまでの水産高校に配置された水産科担当教員の選択は必ずしも適当とは思われないのである。人材不足といえれば致し方がないことであるが、実業教科担当者にはそれにふさわしい性格のものでなければならない。日本で1年間研修を行なって帰国しても、それだけのものが発揮されないまゝに水産から離れていったものもあるし、教師として残っていても意欲を失くしそうになる者もある。従ってトルコの教育機関の現状からすれば各科担当教師は次のような条件を備えた者が適当であろう。

各科に通じていえることは実践力をもった者、日本研修を考えた場合は英会話能力のあるもの、漁業科としては動力機械関係学科卒業でしかも漁労に興味を持つもの、増殖科としては大学にて水産生物に関する講座を終了したもの（事実トルコには7大学に該当コースがある）

(ハ) カウンターパート指導

専門家の任務の全てはカウンターパート指導である。従って十分に指導できるような体制でないとすれば専門家の存在価値は半減する。もちろん四六時中カウンターパート指導ができるわけのものではないが、せめて1日のうち2～3時間、あるいは1週のうち3日間くらいはカ

カウンターパート指導可能な体制でありたい。しかし、トルコ国内法では教員の待遇については時間制を施されており、担当時間数に対して手当が支給されているがカウンターパートとして専門家から指導を受けた時間については手当が支給されないのである。(但し開講座1年間はその課程の教員のみに対し、開講のための準備ということで支給される)従って学校長は専門家からの指導を受けることを命令することはできないという程で、教員としての姿勢を疑いたくなることもある。またカリキュラムと教員数とを考えた場合、専門教科教員は週間手一ぱいの授業を担当しているので、授業の準備時間などを加えると専門家より指導をじっくり受ける余裕もないといえるのである。

例えば1975~76年度における水産増殖科教員の週担当時数についていえば現在1,2学年のみであるが、実習教科などは2名の教員によって指導されるので総担当時数は61時間となる。ところが科長のCenap Okutanが入隊中であるが11月に帰校する。Hakki Ülcerは10月から1ケ年間日本研修である。従ってCenap Okutanが帰校した時点から考えてErdoğan Guvenと2名で61時間、即ち1名当り30時間を担当せねばならない。週30時間ということは1日に6時間の授業を担当せねばならず、カウンターパート指導としては実習時に専門家が教員と共に指導するが、それを除いてはなかなかむづかしい状況にあるといえる。専門家チームとしては昨年5月末に増殖科教員は4名を必要とする旨勧告したわけであるが、国内規定の関係で結果的には現在3名となっており、そのうち1名が日本研修となった場合には教員に時間的余裕がないため専門家のカウンターパートとしての指導が十分になされないことになる。従って専門家としては指導資料を作成することのみで終るおそれもあるが、現状においてはむしろ機器の取扱いや実習の直接指導を主とすることが最も効果的であろう。

製造科においては農学部の実用化学科出身のもので、しかも機械に関する知識を備えたもの。

(二) 各科の問題

1) 漁業科

漁業科が現カリキュラムを抱えている問題としては航海、運用、海洋気象に関する教師の確保である。現在のところは海軍より士官が講師として来校しているが、どうしても専任でないのでお座なりになり兼ねない、是非専任教師が必要である。この教師の育成をどのようにするかが問題である。トルコには商船大学があるから、教師となる資格の者は居るが、彼等にとっては待遇が余りにも低い(乗船士官と比較すれば)ので教師を希望する者は皆無である。現在、学校で考えていることは本校漁業科卒業生で優秀な者を日本研に留学させると

いうことであるが、実際にはその間にいろいろと困難な問題も派生するので実限の見通しはない。即ち高校卒ていどの留学制度がない。又個人的留学には経済力が不足である。私の考えでは機器などに理解を持つ理数科教師なら日本研修の1年間で十分に50トン級の船を操作する知識技術は習得できるものと思う。

次に実習用のboatやカッター、漁労実習船の管理についても問題がある。漁労実習船などは部品が盗難に合ったり小ボートやカッターの艇庫もない状態で果して維持できるか心配になる。シーサイドビルなり艇庫なりを早く建設したいものである。50トン級の練習船を供与することは管理体制のできていない現在では時機尚早である。

漁業科は本年10月より第3年次に入るわけがよいよ来年5月には第1回卒業生を出すことになるが、前にも述べたように漁業従事希望者は僅か2名であり、あとは海運その他陸上産業に従事を希望している状況で果して海運界で受入れがあるのか、また水産業界へ進む者少なく設立の意義が云々されることであろう。

II) 増殖科

増殖科に関してはカリキュラムの内容についても教師の確保の点についてもそれ程問題はないと思う。ただ実験実習の点において十分に教育指導がなされるか危惧している。それは教師の体質の問題と実習の対象となる増殖水族がトルコにおいてはマス類を除いて確立されていないので、どういうものを対象として教育指導するか迷うことであろう。現在本校ではコイ、キンギョを校内実習に取入れる計画である。校内において目下のところ水量の関係でマス類の養殖は不可能であるが、一度掘穿を試みる必要はあろう。

今後は水生々物研究所や大学の臨湖実験所、その他研究機関を密接に^い連繋して校外実習によってより生徒の実習並に研究の意欲と技術を向上させるべきであろう。

2年後の第1回卒業生の進路については水利庁関係の水質検査員や水族館、観賞魚養殖、各地の漁業組合、養鱒場、大学進学などが予想される。

III) 製造科

トルコ国において既に農産加工、水産加工(魚類の缶詰)が行なわれている状況であるから、製造科設置の効果は目に見えているとあってよい。本年8月に製造専門家である青森県水産高校長鹿野氏がチーフとして、その他に同校平沖氏が専門家として赴任し「ト側」には日本研修を終えた優秀な教員が居り強力なスタッフの下に10月より発足しようとしている

が、この科の前途は明るいといえてよい。但し製造加工に関する機材が揃っていないので十分な実習が行えないところに問題がある。是非水産加工に必要な機器を備えて加工実習を実施させたいものである。

製造科教師の日本研修は効果的と思われるが他科と比較すればトルコ国内においても既に加工技術は或ていど普及しているのであるから加工技術の基礎的なことは国内で学べるので日本では特殊な水産加工技術と水産教育指導を習得するとすれば研修期間を必ずしも1年間としなくてもよいのではなかろうか。

この科の卒業生の進路としては他科と比較して一番判然としているのではないかと思う。農畜産物の生産国であるトルコでは水産物の生産と相俟ってよいよ加工技術が進歩して食品加工が増大することであろう。加工技術者の必要は目に見えているのである。

(4) 日本の協力期限について

今回RDの期限2ケ年間延長に伴い、日本側はトルコイスタンブール水産高校に関して協力を延長することになったわけであるが、飽までも漁・増・製の3本立を主眼としていくべきであり、現在その路線を以て進んでいるのである。従って期限の切れる1977年6月までの経過を考えて見ると、漁業科においては1973年に発足し4ケ年間を経過することで、教師の点でも「航海」関係を除けば問題ないし、それまでにはあと1名の日本研修を予定しており、専門家のカウンターパート指導も1971年に専門家が初めて赴任した時点からすれば6年間継続したことになり、機材も全て整ったのであるから打切ってよいと思う。「ト側」が甲板や機関についての協力を要請しているが、トルコには商船大学や海事銀行経営の海員養成高校があるから、わざわざ日本に協力要請することは甚だ虫のよいように思われる。これらは恐らく所管問題とからんでいることではないかと推察するのである。

増殖科に関しても漁業科より1年発足が遅れたのであるが、1977年には発足後3年経過、カウンターパート指導は6年間ということになり、本年中に校内に養魚池の構築を見れば、養魚指導も一応実施できた段階になるので打切ってよいと思う。しかしこれでは「ト側」の体制からして十分とはいえないが爾後は「ト側」教員の創意工夫と努力をまつより仕方がない。

製造科については2年経過で期限が切れるのでせめて一通りが経過する時点、即ち第1回卒業生がでる1978年までに専門家派遣を継続すべきではなかろうか。水産加工機器が日本から供与された場合その使用方法について教師に対して十分に指導しておかねばならない。特に水産教育指導における機器の取り扱い方という場合には慎重を要することと思う。この科については何としても実習用機器を供与して貰いたいものである。機器を供与しないとすればより一層の協力効果は望めない。

以上のような結果から1977年6月までにプロジェクトチームとして協力し、爾後1～2ケ年間を製造専門家単独派遣として協力したら如何なものかと考えている。

V あとがき

1974年5月10日日本を出発して以来イスタンブール水産職業高校専門家兼チーフとして勤務したが、1年2ヶ月という時は瞬く間に経過してしまったような感じである。今更乍ら当初考えていた計画の幾何をもなし得なかったことを残念に思う次第である。この間いかに発展途上国、特にトルコという複雑な要素を持った国における協力には障害が多いか、日本のペースを以てしては彼方では受入れられるものではないことを思い知らされた。

異国において仕事をする場合には当然のことながらその国の事情を十分に理解しておかねばならないこと。関係国内法規についてもよく事情を弁えておかねばならないし、特に国民性や個人、個人の性格を十分に心得ていなければならないことを痛感した。

お互いがお互いの性格を把握してお互いの人格を尊重し、信頼の上に立って仕事になさなければならないのである。やゝもすると事情を十分に察しないで相手を誤解して、ひそかに非難するようなこともあったが、1年間を経過するうちに、お互いに親しみと信頼感を増しいよいよ任期が終えるに際しては彼等を後にして帰国するに忍びないような感懐を覚えたのである。実際、効果的協力をなすには専門家の派遣期間は2～3年は必要であるし「ト側」からも強く期間延長を要請されたが、まことに止むを得ぬ事情のため1年にて帰国したことを「ト側」に対し申し訳けないと感じている。若しもう1年延長できたとすれば「ト側」により信頼感を増すことができたことだろう。

次に赴任に当っては家族同体が叶えられたことは実に有難く幸いであった。任期中全くといってよいほど日本を省みる必要もなく安心して職務に専念できたのである。また在アンカラ大使館やイスタンブール総領事館も我々専門家チームに絶大なご支援を賜り大いに力づけられたことも有難く、特に地元イスタンブール総領事館総領事はじめ館員の皆様の心からなるご面倒を賜り感激を覚え、政府派遣専門家としての自覚と責任を改らたにした次第である。

学校側においても誠意を以て我々を遇している点は十分に察せられたことであり、仕事の面では時に対立することがあったとしても、個人個人ではまことによき友人として付き合い合えたことは幸いであった。

しかし、最も感謝すべきことは日本人専門家、各人プロジェクトとしての自覚を以て、お互いに協力し合って和やかにプロジェクトの推進に努力したことであり、チーフとして赴任当初に念願した和が保たれたということである。そして学校長から常に“日本人専門家が一番この学校のことを考えてくれている”という言葉が発せられていたということである。

なお、この任期中、遠路RD引継調査団々長として来て下さった文部省齊藤尚夫職業教育課長、常にこの計画に借しみなくアドバイス下さっている文部省の間山郁三調査官や密接な連絡と激励を

与えて下さったJICA関係者の方々に対し心から謝意を表すものである。

言うまでもなく、私が赴任するに当っては静岡県教育委員会の温かいご配慮の下に在任校である焼津水産高等学校の岩滝克己校長や同僚諸氏の理解とがあっはじめて可能だったわけで、この仕事が非常に多くの人達のご支援の裡になすことができたと今更乍ら感謝しているが、この経験が私の今後の水産教育指導の上にも何等かの形で寄与するであろうと確信するものである。

Ⅴ 資 料

1. イスタンブール水産職業高等学校要覧

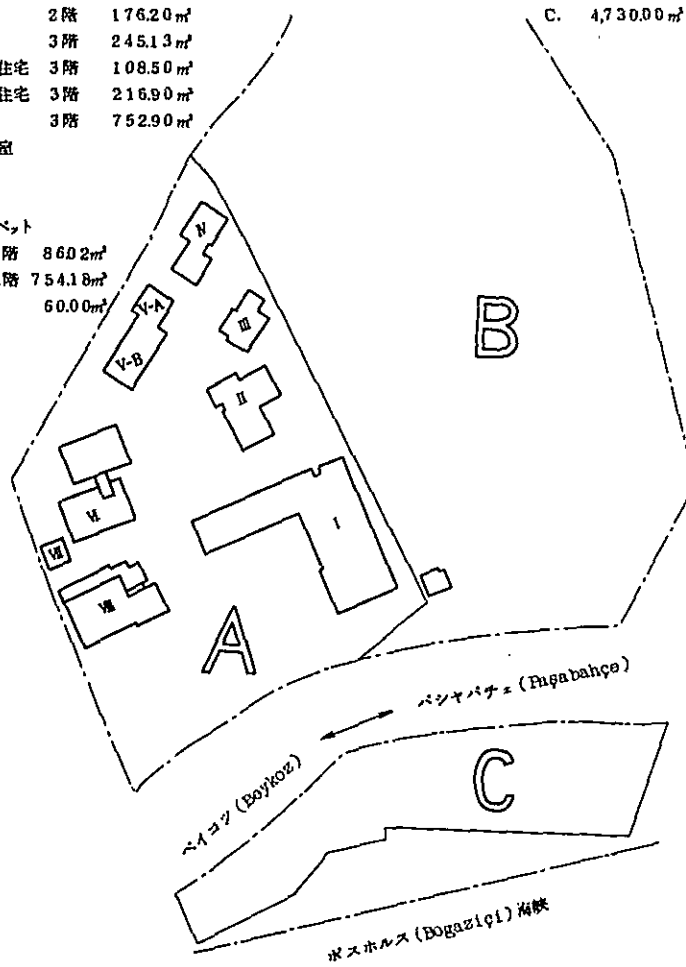
イスタンブール海洋水産職業高校

所在地：Beykoz, Istanbul, Turkey

TEL：3 1 0 1 1 4

敷 地：4 2,2 7 6 ㎡

I 本館	3階	1,614.25㎡	A. 16,478.00㎡
II 水産増殖棟	1階	274.10㎡	B. 21,068.00㎡
III 校長住宅	2階	176.20㎡	C. 4,730.00㎡
IV 教員住宅	3階	245.13㎡	
V-A 結婚教員住宅	3階	108.50㎡	
V-B 独身教員住宅	3階	216.90㎡	
VI 寄宿舎	3階	752.90㎡	
ボイラー室			
洗濯室			
病室			
42×8 ベット			
VII 車庫 1階		860.2㎡	
VIII 食堂 1階		754.18㎡	
K 変電室		60.0㎡	



沿 革

1963. トルコ政府は第1次5ヶ年計画により水産高等学校設立を決定した。
1966. 水高計画投資案および外人専門家招聘が承認される。
1967. 校舎第1次建設工事着工（本館、官舎、寄宿舎、食堂、増殖実験棟）
- 1967.10 鈴木達三専門家赴任（1971まで）
1968. 5 教師予定者を日本の三崎国際水産研修センターに派遣（11ヶ月間）
1970. 6 R・Kurt 校長短期日本研修
- 1970.10 C. OKUTAN, C. ÖZERK, I. ÖZBEK 1年間日本研修
1971. 5 辻野延安製造（1973.4.8まで）、中泥昭夫増殖（1976.5まで）、高木三郎漁業（1974.8）各専門家来任
1971. 8 木原興平漁業専門家（1974.3.11まで）着任
1972. 3 渡辺久専門家チーフ（1972.9まで）着任
1973. 3 阿部準三専門家チーフ（1974.3まで）着任
1973. 6 水高プロジェクトに関する日本、トルコ両国間のRD署名
1973. 9 Korturk 大統領本校視察
- 1973.10 開校（漁業、電子、電気科にて発足）
- 10 Hasan Nizam ğli 校長赴任
1974. 1 Korturk 大統領第2回日本校視察
1974. 2 Osman Tasdemir, Kazm Altınkurt, Erdoğan Güven 日本研修（1年間）
1974. 2 射場世司人漁業専門家（1974.1まで）着任
1974. 5 梶純夫専門家チーフ（1975.7まで）着任
1974. 6.23 Hasan Nizam ğlu 校長、Halili Ural 副校長短期日本研修（1ヶ月間）
1974. 9. 3 Korturk 大統領第3回日本校視察
- 1974.10. 1 第2年次開始、増殖科開講
1975. 1 長島俊一調整員着任
1975. 2. 3,000万円供与機材本校に到着
1975. 3. 3,000万円供与機材第2回購送分本校へ到着
1975. 3.31 紺屋雅昭漁業専門家（1977.3まで）着任
1975. 4.18 供与機材贈呈式挙行
1975. 6 水高プロジェクトに関するR/Dの2ヶ年間延長決定署名

職 員： 校 長 Hasan Nizamogiu
 副 校 長 2 名
 教 員 17 名
 講 師 6 名
 事 務 員 5 名
 電 氣 技 師 1 名
 運 転 手 1 名
 用 務 員 7 名

計 40 名

生 徒：

	1 年		2 年		計
漁 業 科	男 30	30	男 15	15	45
	女 -		女 -		
増 殖 科	男 32	35	男 -	-	35
	女 3		女 -		
電 子 科	男 32	35	男 24	25	60
	女 3		女 1		
電 氣 科	男 37	38	男 25	25	63
	女 1		女 -		
合 計	男 131	138	男	65	203
	女 7		女		

1974~1975年度

第1学期成績優秀者

平均点 8.0 以上の者 4 名 (電子科 3、電気科 1)

7.0 以上の者 14 名 (電子科 10、電気科 3、増殖科 1)

イスタンブール海洋水産職業高等学校職員一覧

氏 名	出 身 校	担 当 科 目
Hasan Nizamoglu	男子技術教員養成大学	校 長・製 図
Halil Ural	教 育 学 部	副 校 長・国 語
Dinçel Çakir	大学文学部	"
Hürmüz Nizamoglu	教 育 学 部	英 語
Gülay Yazcioglu	"	仏 語
Ülkü Egemen	"	"
Fahrettin Yilmaz	"	独 語
Nehahai Dinler	"	数 学
Erol Bozdogan	"	物 理・化 学
Sait Bayazitaoglu	"	化 学
Cetin Özerk	アンカラ大学理学部	数 学・漁業科長
İbrahim Özbek	男子技術教員養成大学	電子工学・電子部長
Mustafa Uluoglakci	"	"
Ertugrul Alp	"	電 気・電気科長
Lütfi Calisan	"	"
Cenap Okutan	エーゲ大学理学部	生物・水産増殖科長
İ.Hakki Ülcer	イスタンブール大学理学部	生 物
Kâzım Aitinkurt	教員養成大学	化 学
Erdoğan Güven	"	生 物
Osman Tasdemir	"	数 学
小 計 20名		
講 師		
Müfit Varol	海軍兵学校 海軍大尉	国 防
Murtaza Yildirim	教員養成所	保健体育
Sabri Arslan	イスタンブール上級イスラム学校	宗 教
Yüksel Akbayır	海軍兵学校 海軍小佐	漁 船
Erdal Kockan	" "	海 洋・気 象
M.İlhami Özkal	" "	航 海・運 用
小 計 6名		
事 務 員 5名		
電 気 技 師 1名		
用 務 員 7名		
運 転 手 1名		
合 計 40名		

197.5~1976年度入学生より

魚	業 科			殖 科			造 科		
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
製 専 門 科 目	2	2	-	2	-	-	2	-	-
製 図	2	2	-	2	-	-	2	-	-
漁 業	2	2	2	2	2	2	2	2	2
航 空	2	4	4	5	4	-	-	3	2
漁 船 運 用	2	2	2	-	2	2	2	2	2
海 洋 象 象	-	4	-	-	6	6	3	4	2
海 事 規 規	-	2	2	8	16	20	-	3	2
実 習	8	12	16	-	2	2	8	16	20
選 択		2	4	-	2	2	-	2	2
		化学	数・						
		水産	物・						
		経営	水産						
		航海	航海						
	16	28	50	17	30	30	17	28	28
								+	+
								2	2

註 水産一般は1年時
実習8のうち4時
間を割いて講義

授業時間表 第1時 8:30開始 40分授業 第8時 16:10終了

曜日	時	I年漁業	I年電子	I年増殖	I年電気	II年漁業	II年電子	II年電気
月	1	幾何	物理	外国語	電気技術	数学	無線	動力機械
	2	外国語	"	幾何	"	"	"	"
	3	トルコ語	幾何	水一	外国語	物理	"	電気機械
	4	"	外国語	"	幾何	"	漁業電子	"
	5	航海	製図	代数	実習	水産経営	実習	外国語
	6	"	"	"	"	"	"	"
	7	実習	"	トルコ語	代数	外国語	"	実習
	8	"	"	"	"	"	"	"
	9							
火	1	製図	実習	道徳	実習	海洋気象	数学	宗教
	2	"	"	文法	"	"	"	道徳
	3	代数	"	製図	"	" 実習	トルコ語	物理
	4	"	"	"	"	" "	"	"
	5	運用	代数	実習	製図	漁業	実習	実習
	6	"	"	"	"	"	"	"
	7	実習	トルコ語	"	"	トルコ語	"	"
	8	"	"	"	"	"	"	"
	9							
水	1	化学	水一	体育	実習	航海	電子技術	数学
	2	"	体育	水生	"	"	"	"
	3	水生実験	化学	幾何	"	"	電子	トルコ語
	4	"	"	"	"	"	"	"
	5	水産一般	電子技術	生物	化学	" 実習	物理	実習
	6	"	"	"	"	"	"	"
	7	物理	水産一般	化学	幾何	" "	製図	"
	8	"	"	"	"	" "	"	"
	9							
木	1	水産生物	実習	水産増殖	実習	体育	宗教	製図
	2	"	"	"	"	宗教	体育	"
	3	"	"	水産生物	"	漁業	外国語	"
	4	保健	"	"	"	"	"	体育
	5	宗教	幾何	物理	外国語	実習	実習	実習
	6	外国語	"	"	宗教	"	"	"
	7	幾何	宗教	外国語	物理	"	"	"
	8	"	外国語	宗教	"	"	"	"
	9							
金	1	国防	国防	保健	文法	道徳	電子	電気技術
	2	文法	保健	国防	国防	水産経営	"	"
	3	実習	道徳	人文地理	電気技術	国防	国防	"
	4	"	文法	"	"	運用	道徳	国防
	5	漁業	電子技術	実習	トルコ語	"	計測実験	実習
	6	"	"	"	"	"	"	"
	7	体育	計測実験	"	道徳	" 実習	"	"
	8	道徳	"	"	体育	" "	漁業電子	"
	9							

1973年度 教育指導のまとめ

科 名 漁 業 科

1. 応募者数 70名

2. 入学者数 21名

3. 出身地

Beykoz 17 ordv 1 Sakarya 1 Zonguldak 1
Trabzon 1

4. 保護者職業

工員…………… 6 公務員…………… 2 土木技師…………… 1 理髪…………… 1
建築業…………… 1 無職…………… 1 自由労働…………… 4 農業…………… 2
商業…………… 1 木工…………… 1 パイロット…………… 1

5. 教育課程（1学年）

教科	一般教養	理数	水産一般	水産生物	漁業	航海	運用	職業保健	実習	計
単 位 時 間 数	7	9	3	8	4	2	2	1	8	40

6. 成 績

a. クラス平均点 5.0 最高平均点 7.8 最低平均点 4.0

b. 科目毎の成績（報告なし）

c. 欠点取得者

1科目…… 3名 2科目…… 5名 3科目…… 2名 4科目…… 6名

d. 欠点科目保有数

航 海	外国語	航 海	化 学	文 学	地 理	代 数	計
6	9	7	6	4	5	4	41

e. 原級留置者数 6名

7. 出席状況

皆出席 8名

精勤者 5名

長期欠席者 8名

8. 反 省

イスタンブール水産職業高等学校

1973年度 教育指導のまとめ

科名 電子科

1. 応募者数 70名

2. 入学者数 27名

3. 出身地

Beykoz 17 Kadiköy 2 Üsküdar 1

4. 保護者職業

公務員…………… 16 工員…………… 8 自由業…………… 3

5. 教育課程(1学年)

教科	一般教養	理数	製図	水産一般	電子技術	測定実験	職業保健	実習	計
単 位 時 間 数	9	9	4	3	4	2	1	8	40

6. 成績

a. クラス平均点 6.5 最高平均点 8.3 最低平均点 3.8

b. 科目毎の成績(報告なし)

c. 欠点取得者

1科目…………… 2名 2科目…………… 1名 3科目…………… 3名

d. 欠点科目保有数

電子技術	幾何	化学	英語	外国語	計
3	5	3	1	1	13

e. 原級留置者数 1名

7. 出席状況

皆出席 10名

精勤 15名

長期欠席 2名

8. 反省

1974～5年度 入学増殖科生徒調べ

1. 応募者数 19名
2. 入学者数 35名(現在34名) 男31名 女3名
3. 出身地
 - Üsküdar1 Beylerbeyi 1 Anadoluhisari 1 Kanlica 1
 - Pasabahce 1 1 Beykoz 1 2 (以上イスタンブール)
 - Ordu - Mesudiye 2 Muğla - Dalyan 2 Giresun - Görele 1
 - Denizli - Civril 2 Gaziantep - islahiye 1
3. 保護者職業
 - 常勤工員…………… 10 非常勤工員…………… 6 事務員…………… 5 農業…………… 3
 - 店員…………… 2 大工…………… 2 運転手…………… 2 書記…………… 1
 - 仕立職…………… 1 退役軍人…………… 1 靴店…………… 1 金属加工…………… 1
4. 年 令
 - 14才 3名
 - 15才 8名
 - 16才 12名
 - 17才 9名
 - 18才 1名

註：下宿生活者 8名

1974～75年度生徒成績のまとめ

教 科 目	漁 業 科		増 殖 科		電 子 科		電 気 科	
	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年
一般教養不合格者	16	7	17		11	8	17	8
数 学 不 合 格 者	11	5	11		4	4	7	—
理科(科学)不合格者	5	4	14		2	4	13	5
専門教科不合格者	8	—	9		4	6	19	17
全 合 格 者	29/12	15/8	34/9		34/21	25/16	38/13	23/6
合格者パーセンテージ	41%	53%	26%		62%	64%	34%	26%
ク ラ ス 平 均	6.31	7.34	6.65		6.90	6.81	6.83	6.39
ク ラ ス 最 高 点	7.13	8.54	7.46		8.89	8.80	9.20	7.05
ク ラ ス 最 低 点	5.71	6.61	5.50		5.61	6.10	5.44	5.77
怠業のため退学	1	—	1		—	—	—	—
由 志 退 学	—	—	—		—	—	—	1
休 学	—	—	—		1	—	—	1

課 外 活 動

次の通り10科目に亘る課外活動クラブがあり、各クラブ夫々20名ていどで顧問教師の指導の下に活動を行なう。活動日は毎週月・水曜日

月曜日 1時間

水曜日 2時間

ク ラ ブ 名	顧 問 名
1.保 健 ・ 活 掃	Cülay yazıcıoğlu. Hürmüz Nizamogılu
2.教 養	Dincel Cakiz. Nebahat Dinlek.
3.音 楽 ・ Folkdance	Mustafa Uluogakol. Erdi Bozdogan. Kazım Altinkurt.
4.購 売	Sait Beyazit Oğlı.
5.赤 十 字	İbrahim Özbek
6.緑十字・風 紀	Lütfi Çalisan.
7.園 芸	Genap OKutan.
8.家 事	Halil Ural. Osman Tasdemir.
9.災 害 防 止	Çetin Özerk.
10.ス ポ ー ツ	Erdoğan Güven. I. Hakkı Ölcer.

2. 広瀬大使に対して第1回目のプロジェクト状況報告 1974年 6月13日

1. 赴任以来恰度1ヶ月になるが、専門家およびその家族は皆元気である。
2. 専門家チームは非常によい雰囲気の中で、仕事をしている。
チーフを中心に皆が一致協力してやっているし、よき水産高校を造り上げていきたいという意欲に燃えているので、チーフとしても非常に心強く仕事もし易い。
3. 校内の状況をみると。
チーフが来て暫くの間は移管問題など引かかりがあるようで何となく落ち着かないような感じがした。特に開校1年次から第2年次に向かっているのに漁業科の航海・運用担当教員の採用の気配が感ぜられないので、この点を強く Recommendしたところ文部省に対して学校長からも要請書を出したようである。何れにしても事務的な手数きが長引くので第2年次開始までに間合うか心配である。
予算面にしても相当窮迫しているように見え、必要な報告書のコピーを要求したが、このコピー用の紙さえも買えない状況である。
4. 我々は、日本国政府から派遣されて水産高校計画を成功させるためにやって来たのであるから唯、トルコ側のペースだけに従って活動するに止まらず、時には政府機関をpushして我々が目標とするところまでできるだけ近づきたい。(トルコ人だけでやっている仕事ではない)
5. 本年10月に増殖科設置の予定であり、チーフ着任後1ヶ月目にして増殖科設置について、専門家の意向を伺いたいとの申し出あり、それに対し別紙報告書の如く述べておいたが、学校側も相当積極的に動いている様子が伺えたのでほっとしている。

広瀬大使に対して第2回目のプロジェクト状況報告 1974年10月31日

業務遂行上の問題点

1. 国立水産高校の運営は文部省の指令によって行なわれているが、細かい行事、時間割に至るまで文部省の指示によって実施されるので、プロジェクトとして或目標を定めても、それが実施さ

れることが困難な場合が多い水産高校の独自性を認めて貰わなければならない。

2. 学校側に企画性がない（文部省との関連がある）ため、チームからの協力性が半減する。即ち学校長とチーフとの会談においても、ほとんど議題はチーフから出されている。校長はその場の思いつきで話している。
3. 学校長の専門家に対する観念は居れば便利な存在というていどにしか考えておらず、利用しようという気持はあっても専門家から何かを吸収しようという謙虚な気持はない。
4. 相変らず学校側から専門家チームに対するインフォメーションが悪い。行事日程など突然その場になって知らされることがたびたびある。
5. チームからのRecommendに対して、チームが期待する時期に実現することはほとんどない。
6. 教員採用に関して多くの問題点を含んでいる。
 - ① 漁業科教員（特に航海担当）採用のむつかしさ。
 - ② 日本研修を前提とした教員を採用する場合、英語を習得していない教員を採用することがある。
7. 所管問題が、首相の辞任に伴ない停滞してしまったので、文部省も学校当局もふんぎりがつかない状態である。
8. 生徒は学校の所在地域から入学したものがほとんどである。従って質的には必ずしもよくないし、卒業後の進路についても果して水産方面に進むか疑問である。

トルコ唯一の国立高校であるから広く全土に亘って募集すべきである。広く全土から募集する場合は寮を開く必要がある。
9. 機材の受援とその管理の方法について
機材が日本から到来して、それを受取るまでに相変らず半年以上を要している。何とか早く無税通関手続きを終了するようにして貰いたい。

3,000万円機材および2,000万円機材が到来するのも時間の問題となったが、これらが到着したとき、これを収容する十分な余地がなく、その管理についても心配である。

Sea side Buildingの早期建設を希望します。

10. 通訳備上の問題

昭和50年度においては通訳の備上げ継続は困難であるとのことで連絡があったが、学校長が英会話能力皆無でCounter partの中にも英会話ができず通訳を通じて指導しているし、時には生徒に対して専門家が指導（特に実習など）することもあるので、もし通訳が存在しないとすると専門家の協力活動が半減する可能性が十分ある。

3. 海洋訓練指導計画

資料 2

TABLE OF TEACHING PLAN FOR OCEAN PRACTICE (First grade, to Fisheries Science Course)

I. Schedule of practice

To conduct the practice from June 24 to 29.

II. Place

Poyrazköy

III. Daily schedule

08 40	Start from the school
09 30	Practice in the morning
12 00	
13 30	Lunchtime
15 30	Practice in the afternoon
16 00	Come back to the school

IV. Boats, etc. to be used

Kind of boat	Number
1. Hamsi	/
2. Small boat	/(This boat is going to be borrowed from a student's family)

V. Kinds and contents of practice and teaching methods.

A. Swimming

1. The objectives are:

- a) To have the students be capable of swimming as far as a distance as possible.
- b) To have the students be accustomed to the sea.
- c) To have the students realize their own abilities against the sea through experience.
- d) To have the students master the most rational behaviour in the sea.

e) To have the students develop their physical strength.

2. Swimming methods

- a. Breast stroke
- b. Crawl stroke
- c. Back stroke
- d. Side stroke
- e. Standing stroke
- f. Pinning
- g. Diving
- h. Long-distance swimming
One mile for A, B, C-group

3. Rescuing

- a. Rescuing methods
- b. The methods of carrying a drowning man
- c. Artificial respiration

4. Boating

- 1. The objectives are:
 - a. To have the students understand the relationship between man's and natural power.
 - b. To have the students realize actual conditions of the sea such as current, wind, wave, etc.
 - c. To have students development respect for cooperations of and unity.
 - d. To have students develop leadership through experience of coxswain and commander.
- 2. Contents
 - a. Names of parts of boat
 - b. Various commands and their actions.
 - c. Going ahead and astern.
 - d. Reaching and leaving guays and small-circle turning.
 - e. Commanding and steering of boat.

VI. Formation of group and practice table.

To divide according to swimming ability, all students into 4 groups, which consist of 5 students each.

1. The practice table

Date	Kinds of practice	Swimming	Boating	Rescuing
The first day June, 24 th.	A.M.	Orientation		
	P.M.	A. B. C.	D.	
The second day June, 25	A.M.	B. C. D.	A.	
	P.M.	C. D.	B.	A.
The third day June, 26	A.M.	D. A. B.	C.	
	P.M.	A. C.	D.	B.
The fourth day June 27	A.M.	B. C. D.	A.	
	P.M.	D. A.	B.	C.
The fifth day June 28	A.M.	D. A. B.	C.	
	P.M.	A. B. C.		D.
The sixth day June 29	A.M.	Long-distance swimming		

2. Formation of group.

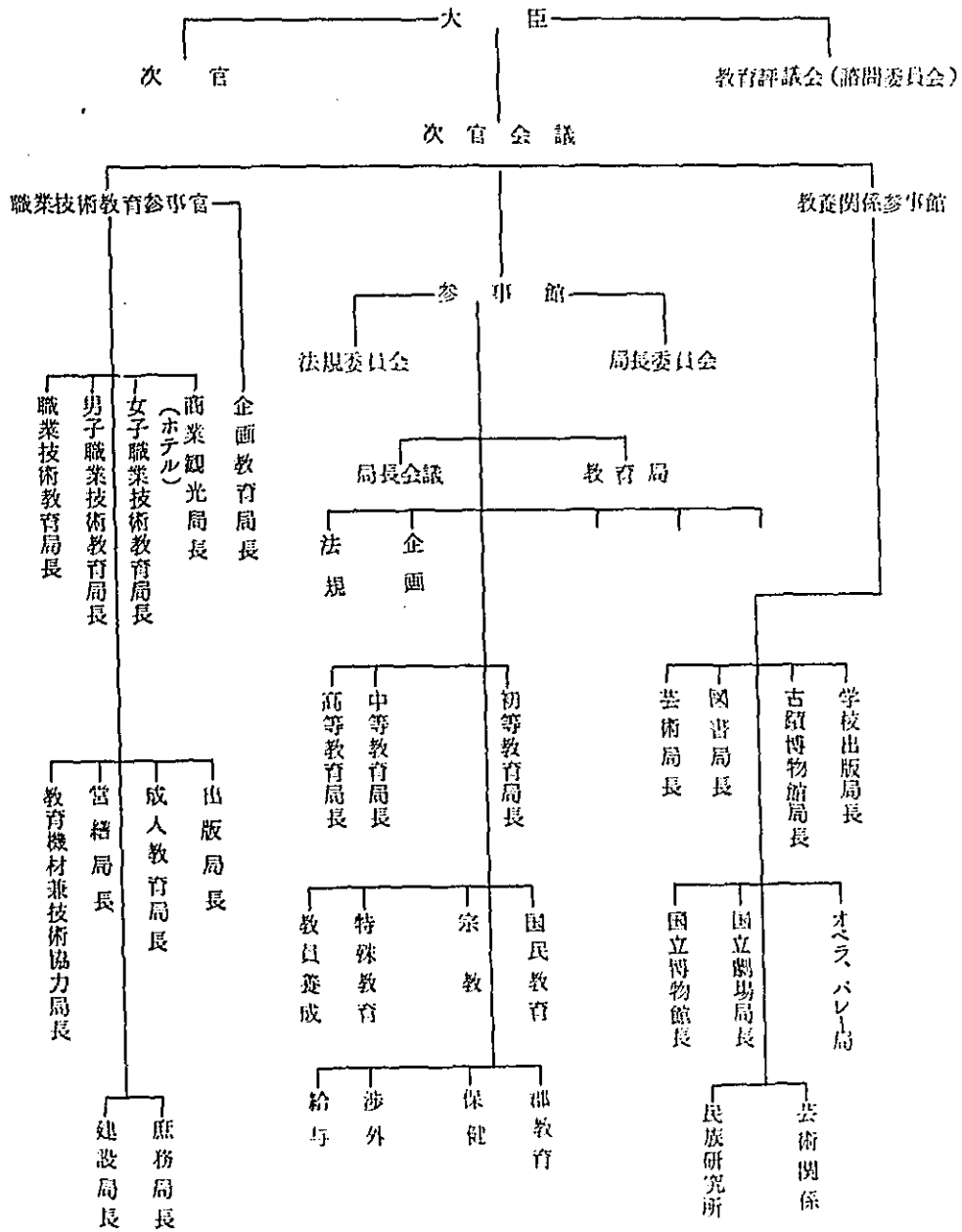
General commander of this practice: The school director and Kaji, the cheaf of Japanese expert.

The responsible person of this practice: The cheaf of Fisheries Science C.

Group	Teacher	Student			
		No.	Name and Surname	No.	Name and Surname
A	Cetin Özerk	1	Murat Yılmaz	25	Selçuk Bilgiç
		2	Levent Erdil	30	Murat Sandal
		16	Nurhan Üresin	34	Ayhan Güray
		20	Adnan Hepgül	35	Oğuz Aygar
		4	Haşim Memiç	36	Hakan Tankal
					47
B	Saburo Takaki	8	Ali Silman	24	Atilla İpeksüner
		13	Ali İhsan Körfez	27	Cavit Yıldırım
		15	Recep Gülay	39	Nadi Özcan
		17	Gültekin Soycan	40	Mustafa Kuyuoğlu
		78	Adnan Duman	43	Okçay Köksal
			44	Süleyman Arslan	
C	Akio Nakazawa	5	Mevlüt Demircan	28	M. Salih Terzi
		9	Basri Berber	29	Raif Karadeniz
		10	İsmail Üztürk	32	Vural Kuyuoğlu
		12	Yüksel Arslan	33	Turgay Tüm
		18	Yaşar Akin	38	Turgut Ertan
		3	Nizamettin Akyıldız	46	İsmail Duğdelen
D	Yoshito İba İbrahim Özbek	6	Neoati Kök	23	Süphan Akbaşak
		7	Salih Erbay	26	Halil Çelebi
		11	Fevzi Ormanlı	31	Mustafa Koçdemir
		19	Çağlayan Çelepeğlü	41	Celâlettin Erdem
		14	Ahmet Kurt	42	Y. Kadri Türkeli
			45	Gürtan Yalçın	

4. トルコ文部省機構

トルコ文部省機構 1969年



5. トルコにおける教育関係資料

トルコ共和国
総理大臣直轄S.P.O (Planing Orgaiuzation)

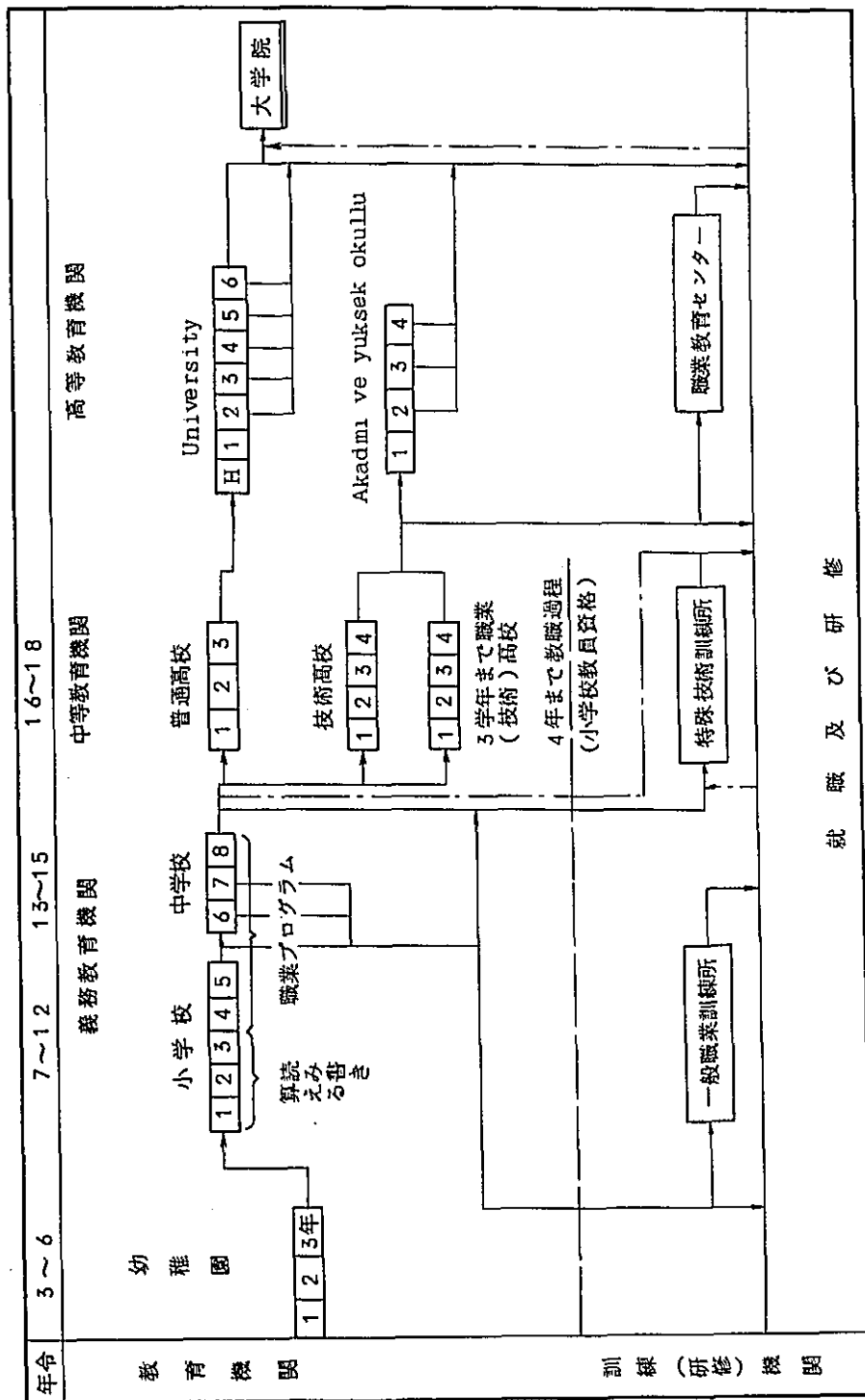
1974年度計画 実施計画

第3次 5ヶ年計画(1973~1977)

1974年度実施計画により文部省の職業技術教育次官補につながる部門が埋める
年度レポート

局 別	計 画 項 目			
	数	主 管	他局主管協議	他省の主務に関すること
A 企 画	2	166, 206	-	75, 63
B 高 等 教 育	4	174, 190, 198, 199	187, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 200, 206, 219, 220	165, 237
C 男子職業教育	10	159, 179, 180, 181, 182, 183, 191, 201, 205, 277	185, 187, 188, 206	75, 132, 134, 141, 211, 237
D 女子職業教育	5	159, 167, 168, 174, 205	159, 185, 187, 188, 190, 206	51, 75, 132, 134, 186, 217
E 商業と観光教育	4	159, 174, 202, 205	185, 187, 188, 206	132, 134
F 施設管理管財局	1	184	159	157
G 教育機材と技術教育	1	175	183, 191, 207, 287	101, 141
H 営 繕	1	171	287	170, 284
I 職業技術教育法	-	-	-	-
J 職業教育の財政企画	1	159	184, 205	132, 134

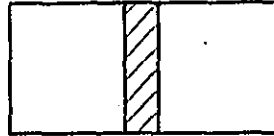
教 育 系 体



1970~1971年度 進学状況

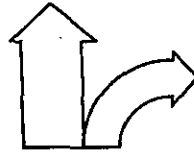
大 学 (19~22才)

資格者 2,499千名
 就学者 172
 卒業者 20



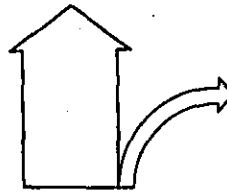
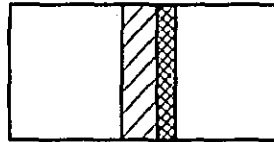
1969~1970年度 学科別学生

一般教養 (文科) 61.1%
 理 工 25.3
 医 科 10.1 (保健関係)
 農 科 3.5



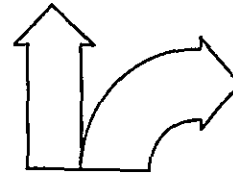
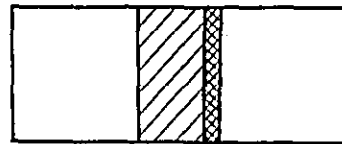
高等学校 (16~18才)

資格者 2,283千名
 就学者 413
 普通課程 258
 職業技術 155
 卒業者 70



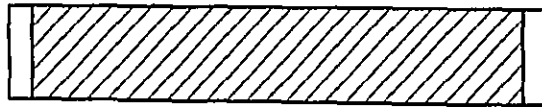
中 学 校 (13~15才)

資格者 2,555千名
 就学者 893
 普通課程 818
 技術課程 81
 卒業者 144



小 学 校 (7~12才)

資格者 5,992千名
 就学者 5,035
 卒業者 719



教 員 数

	年 度		
	1960~1961	1966~1967	1970~1971
小 学 校	61,230 人	95,417 人	134,624 人
中 学 校	7,469	13,376	20,495
高 等 学 校	5,123	8,688	10,895
大 学	4,071	5,517	8,499

中学・高校および大学入学者数の推移

	年 令	1960~1961			1965~1966			1970~1971		
		資格者	入学者	進学率%	資格者	入学者	進学率%	資格者	入学者	進学率%
中 学	13~15	1,666.7	341.5	20.5	2,162.0	512.3	23.7	2555.6	899	35.2
高 校	16~18	1,432.5	128.4	9.0	1,790.9	208.6	11.6	2,338.0	413.0	17.7
普 通			75.3	5.3		114.5	6.4		258.0	11.0
職 業			37.5	2.6		69.0	3.8		105.0	4.6
技 術			15.5	1.1		25.0	1.4		50.0	2.1
大 学	18~22	1,931.5	63.0	3.3	2,009.1	97.6	4.9		172.0	6.8

入学適令者数とその進学率予想

(単位：千人)

区分 年度	義務教育			中等教育			教員			大学				
	小学校	中学校	普通高校	職業高校	進学者	進学率%	進学者	進学率%	進学者	進学率%	進学者	進学率%		
1973~1974	適令者 7~12才 5,770.2	進学者 5,193.1	進学率 90.0	適令者 13~15才 2,642.2	進学者 1,170.5	進学率 44.3	適令者 16~18才 2,471.9	進学者 326.2	進学率 13.2	適令者 19~22才 2,935.0	進学者 171.8	進学率 7.0	208.0	7.1
1974~1975	5,878.9	5,408.5	92.0	2,692.3	1,208.8	44.9	2,525.7	338.4	13.4	3,053.4	191.9	7.6	232.0	7.6
1975~1976	5,988.8	5,689.3	95.0	2,743.3	1,261.9	46.0	2,579.0	345.6	13.4	3,149.0	229.5	8.9	252.0	8.0
1976~1977	6,111.9	5,923.5	97.0	2,792.8	1,343.3	48.1	2,631.1	352.6	13.4	3,231.4	268.4	10.2	275.0	8.5
1977~1978	6,242.7	6,242.7	100.0	2,843.0	1,441.4	50.7	2,681.8	359.4	13.4	3,306.3	308.4	11.5	298.0	9.0

教育予算案 1971年度

(単位：100万円)

項目	第1次案	第2次案	第3次案	項目	第1次案	第2次案	第3次案
小学校			3,780.0	Universiteter			1,750.0
高等学校(普通)			430.0	アカデミ-			500.0
技術高校			2,100.0	科学研究			200.0
職業高校			500.0	体育			870.0
芸術関係学校			2,000.0	その他			70.0
芸術学校			150.0	2次案以後計画分			1,600.0
訓練所			50.0	計	6,251.8	7,002.0	14,000.0

6. トルコ国水産規程

高木三郎、HAWA TURUDIZADE訳

1973年6月28日承認

第1章 内 容

第1条：水産物免許を与える方法、形式、内容と期間および更新水産物を採捕する時期、爆発物、有害物を使用することの禁止の適用に関連する主件

水産物主産場に流すことを禁止されている有害物

水産物生産に使用する乗物に最低限に必要な能力条件とこれらの使用法と網類

水産物の種類、重さ、大きさなどに関する禁止、制限と責任、採捕と禁止されている水産物を過失によって採捕した場合に海又は内水面に方法及びこれに関連して行なわれる他の形式。

水産物から作られる人間の栄養と工業に使われるものの製造と規格、これらの規制の方法。

底曳きトロールを上水産物生産の形はこの規程で示されている。

第2章 ライセンス

ライセンスをとる義務と方法

第2条：水産物生産において個人と団体の人達は自身と漁船にライセンスをとる義務がある。

ライセンスをとるには個人は居住しているところの、団体は中央又は支所にある、又船の持主、借り主は船の所属している地域の一番大きな政府の行政の場所（例えば県庁）へ申請する。

地方行政府と郡行政府に渡された申請書は政府へ送付される。申請書を政府は水産物事務所へ送る。この事務所は関連する諸機関の意見を聞き、必要な調査をする。結果が良い場合は県の調査の結果が出てから一週間以内に渡される。

ライセンスの有効期間は一年である。但し、この期間は関係者の要求により毎年6月1日から7月31日の間に第3条で書いてある条件にあっているかいないか調査した1年間ずつ延長される。

この期間中（6月1日～7月31日）海上に居る者は帰ってきた日から30日以内に延長の申請をすることができる。

延長の手続きのためには、どこの県にも申請できる。

この形で延長されたライセンスは更新されたと見做される。

ライセンス取得の条件

第 3 条：ライセンス取得できる者はトルコ国民であること、18才以上で政府所属（公立）病院による健康診断に（Skin Diver と Diver は別に《Diver Kkin Diver regulation》で示されている条件に沿って書類を提示しなければならない）。構成員にトルコ人以外が参加している団体はライセンスがとれない。

この規程の14条に示してある条件を充たさず、(商)船の技術条件についての規定によって航海可能という書類を取得しなければならないにも拘らず、この書類を取得していない船にはライセンスは与えられない。ライセンスを調査できる役人に請求された場合には提示しなければならない、ライセンスを失くした場合、申請書を持って出頭すれば新しく貰える。

ライセンスの形式

第 4 条：個人、団体、船に与えられるライセンスはこの規程に添付してある第1、2、3の形式にそって作られる。

このライセンスは農業者が用意した形状に沿って印刷されて県へ送られる。

森林地区と灌漑地区での漁業

第 5 条：森林又は灌漑施設のある水面で水産物生産を行なうライセンスの持主は前以てライセンス別に林野省支所と水利庁から認可を得る義務がある。

歴史的な場所における漁業

第 6 条：関係者によって歴史的場所と見做されている場で水産物を生産する者達は農業者の許可を得なければならない。

スポーツを目的とする漁業（遊漁）

第 7 条：非禁止地域でスポーツのみを目的とし、漁を行なうトルコ人および外国人観光客は延縄以外のあらゆる種類の釣バリを使用することができる。また許可なしでポンベを使用しし潜水以外のシュノーケルとゴムあるいは金属バネを利用した水中銃での漁も許可なしでよい。しかし、スポーツを目的として漁をした水産物の量は付表第4に示された一人当たりの量を越えてはならない。

第3章 爆発物と有害物質の使用禁止

第 8 条：水産物の生産場所における損害のもととなるような爆弾、雷管、ダイナマイトそれに類似した爆発物質および普通の状態において水産物の増殖を阻害するような致死、麻痺あるいは中毒させる物質および生石灰の使用は禁止されている。

電気、電気ショックあるいは空気圧を使用して水産物の採捕を行なうことは農業省の許可による。このような漁業を行なう者は一定期間の漁を行なうため地区の水産事務所を通じて農業省の許可を取得しなければならない。

8,000燭光以上の明るさで水産物を採捕するのは禁止されている。

釣りにより海で採捕された水産物を海から揚げるとき電気ショックを使用する場合許可を必要としない。

沈んだ船の曳き揚げ、試験およびそれに類する活動

第 9 条：水産物を保護する意味から：沈没船を引き揚げること、および水底を試験すること、およびそれに類似する活動を行なう人達は使用する資機材、方法を説明し活動を行なう場所の特性を示したスケッチを添えて農業省より許可を得なければならない。

農業省はその職員を担当させ、必要と見做した場合、上記の活動をその方向から検討させ、許可証の有無を調査させる。

海遊魚の：地中海から黒海へ回遊する時期である4、5、6月にはチャナッカレー海峡および入口で；黒海から地中海へ回遊する時期である9、10、11、12、1、2月にはイスタンブール海峡および入口で沈没船を引き揚げたり、移動させるために爆発物を使用することは許可できない。

沈んだ船をひきあげる際の爆発物使用

第 10 条：沈没船を引き揚げるときに分量がどの位にせよ爆発物（ダイナマイト TNT、プラスチック爆発物、それらに類似するもの）を自由に使う事は禁止されている。

但し、この活動で農業省の許可を得て装填物を中に入れて一回の薬量が1kgを越さない場合は爆発物を使用することができる。省はこの分量を深さと場所により50%程度の増減を指示する権利がある。

第4章 水に有害物質を流すことの禁止

水に流すことが禁止されている物質

第 11 条：水産物またはそれらを消費する人あるいは使っている人達の健康に、又は生産vehicles、資材、道具に害を及ぼす物質を内水面、海の生産場所またはその近辺に流すことおよび流れる形で建設することは禁止されている。

この水面に流すことが禁止されている有害物質は規程にアタッチされている表5のリストに示されている。

排物が注ぎ込む水面に対しての害を分析により調べるために：その水面、排物が水面

に交わる処を中心として最大50m半径の範囲内で、その水面が流れている場合は、流れている方向から水のサンプルをとる。このコントロールサンプル場所に一つのケージの中に入れられる水産物が棲息できるか否かを常に観察して行なわれる。

水産物の増殖されている近くで農場に薬物を利用することは農業省の許可を必要とする。

無害にした排物

第12条：第11条に係るリストに示されている有害物質は、害を与えない形にされたとき、内水面と海での水産物生産場所の近くに流すことが出来る。

これらの有害物質が無害化されたか否かは第11条の3節の規程に従って行なわれる。

石、土、瓦礫および廃物を流す事を禁止する

第13条：水産物の増殖および生産場所に石、土、瓦礫および廃物などを流すことは禁止されている。

このような場所に対しては農業省の水産物保護上障害がないという見解を得ずには、礫石の許可証は与えられない。

第5章 一般的禁止、制限、義務

生産に使用される船

第14条：水産物生産に使用される船の最低必要な specification、condition 使用とその方法は下に示される。

A. 無動力船

ボート、いかだ、小ボート、Kancabaf(視野の大きな船、船着の高い船)丸底船、はしけ、スマックおよび類似した無動力船；オール帆又は曳行することにより、あるいはダリヤン、巾着網トロールの場合の如く、他の生産 vehicles を補助として使う。これらで行なわれる生産において、angling、刺網、三枚網、敷網、巻網、大小 Seine、投網、かごのみを使用することができる。

B. 動力船

a) 長さ12mまでの船では：救急箱1ヶ乗組員人数分の救命具、ビルジポンプを備えていなければならない。これらで行なわれる生産において無動力船で使用するあらゆる種類の道具、資機材およびそれらのセット、ドレッジ、カンカワ、Skafandi もりおよびそれらに類似したものも備えておく事ができる。

生産においては独自に又はダリヤン、巾着網、トロールおよびそれらに似た他の生産 vehicles の補助として使用することができる。

- b) 長さ12m(12mも含む)から22m(22mは含まず)の船では、1つの救急箱、乗組員数の救命具、三つの浮袋、必要な数のカンテラ、コンパス、消火器具、ビルシポンプを備えておかななくてはならない。これらで行なわれる生産において、無動力船および12mまでの動力船で使用するあらゆる種類の道具、資機材およびそれらのセット、巾着網、トロール、小Seine、地曳網およびそれらに類似したものも備えることができる。
- c) 長さ22m以上の船では：22mまでの船に具備しなくてはならない道具、資機材の他、健康上必要な台所、手洗、飲料水タンクおよび乗組員数の寝る場所と救命艇、発煙灯、乗組員数の3分の1の浮袋、バロメーター、海図、夜標チャートを備えておかななくてはならない。これらの船には他に冷蔵conditionを有するために isothermic、frigoriticおよび類似の貯ぞう場所を備える事、そしてそれは簡単に掃除、消毒ができる状態にあることが必要である。生産されたすべての水産物はこの貯蔵場に貯ぞうされる。

生産に使用される他の道具、資機材

第15条：水産物生産に使われる網、釣鉤、餌および灯りを保持しなくてはならない最低の条件とこれらの使用方法と基本原則は下に示してある。

A. 網

a) 刺網

魚の鰓にひっかって(ギルネット)又は、網にぶつかったときの動きによって網にからまり(三枚網)捕獲される刺網を水産物生産に使用することは自由である。

b) 巻網

魚のまわりを囲み、それらを網の中に閉じ込めるという形で捕獲する巻網は、浮遊魚の生産のみに使用できる。

c) 曳網

人力または機械的な力で生産場所の底を曳くという形で集めて陸あるいは船にとりあげる事のできる2つの翼部付きの有囊の曳網を水産物生産に使用することは自由である。

地曳網、(Voli Manyaf)、ボート、Seine (Igrip, farlakoz) およびそれらに類似した曳網では(ハムシ、ギムジュ、イワシ、パパ'ナの生産に使われるものは除く)メッシュサイズが18mmより小さくしてはならない。

エビの生産に使われるドレッジの口の広さは2.5mを、袋の長さは3mをイガイの

生産に使われるものは口の広さは3 mを、袋の長さ2 mを越えてはならない。

エビのドレッジは最高25 HPの船で曳くことができる。

スポンジ（海綿）の生産に使われるカンカクの口の開きは3 mを、曳力は35 HPを越してはならない。

d) 敷網

水産物の生産場所で、水底又は水中に敷くという形で水産物の生産を行なっている敷網を航行に障害になる形で敷設することおよび柵を使うタイプで柵を生産の後底に打ったまま残すのは禁止されている。

e) 中層トロール

1380号法の第2条に記載されている中層トロールを底曳として使用すること、中層トロールで生産する船で底魚を保持あるいは輸送することは禁止されている。

f) Combined トロール

1380号法の第2条に記載されているcombinedトロールの使用は；この規程の7章の底曳の為に記載されている規定に準ずる。

B. 釣り具

水産物生産においては、あらゆる種類の釣り具を使用する事は自由である。

C. 餌

水産物生産において使用される餌は水産生物の健康、増殖に害を与える性質であってはならない。

D. 灯

電流又はいかなる手段により明るくするという形で、灯りを使って行なわれる漁では明るくする光源の総力は、この規定の第8条に示された範囲を越えてはならない。電流を使って行なう照明では電流から保護する意味で、あらゆる種類の安全策を講じなくてはならない。

増殖、養殖場所と定置網

第16条：1380号法の第2条に記載されている増殖、養殖場所と定置網および類似したものは航行に妨害する形では敷設できない。

定置網は夜間灯、昼間は赤い旗で印しなければならない。

水産物に関する禁止、制限、義務

第17条：健康、国の経済の面から見て、水産物の種類、バラエティ、重さ、サイズ、大きさ等の性状により定められる禁止、制限、義務は下に示してある。

1. イガイ、ホタテガイ、カキのように殻のついた軟体類を排水、流入する地域の排水の混入している水面および水路からの排物が水面に混わる場所で漁をすることは禁止されている。
2. あらゆる種類の排物と水路よりの排物の混ざった水面で、水産物の増養殖設備を作ることにはできない。この場所で養殖活動はできない。
3. 下記に最低限の重さ、サイズが定められた水産物よりも小さいものを生産、輸送販売することは禁止されている。

カジキ	少なくとも	1 5 Kg以上	—
チョウザメ	"	1 5 Kg以上	—
イボガレイ	"	—	3 6 cm以上
マス(小川)	"	—	1 8 cm "
マス(湖)			2 3 cm "
コイ			2 6 cm "
カワマス		8 0 0 gr	or 2 5 cm "
ナマズ		9 0 0 gr	or 4 5 cm "
ウナギ		2 0 0 gr	or 4 7 cm "
ザリガニ		—	1 2 cm "
ワグスター			甲長1 8 cm "
海綿(孔の大きさ5 mm以上)			1 2 cm "
" (" 5 mm以下)			2 5 cm "

その他、海と内水面の水産物の資源を保護する事；商品価値のないものの代りに、より商品価値のあるもの、生産的なものを養殖すること、近工的工学施設を利用して増産すること；蛋白の需要を供給する目的および関係ある公的機関の行なう科学的、技術的調査の結果を検討すること；現在の禁止、制限、義務等に健康、国の経済、航行の面から生産場所、季節時期、生産vehicles、水産物の種類、重さ、大きさの点から新しいものをつけ加えることは農業省の権利である。

間違って生産された水産物

第18条：禁止されているにも拘らず、間違って生産された水産物に関しては下の処置が行なわれる。

- A. 生きているものは直ちに捕獲した海又は内水面に戻す。
- B. 死んでいるものは、最も近い獣医又は政府、市、あるいは保健所の医者の一人に食品検査室に又は国立病院に送りチェックさせる。

- a) 人間の食物として消費可能なものは、その地区の最高の財務官、それが居ないところでは市当局あるいは村会によって売却され、利益は関係ある出納課に保持される。
- b) 消費するに支障のあるものは、関係者の発するレポートによって産業用として使われるか、放棄される。

そしてこの状況は調査に記載される。

第6章 水産物から作られる人間の食物および産業用製品の加工

規格化およびこれらの管理方法

食物をつくるためおよび産業用に使われる水産物

第19条：食物と一般健康に関すること

品物および材料の特別の性状を定める規定で示している性状にあっていない水産物は、食物をつくるために使用することはできない、これらを産業用に使用することは、責任ある関係者によって作成されるレポートに従い与えられる許可に基づく。

水産物より作られる人間の食物を示した規定およびトルコ規格検査所より出された規格にあって、これらと産業用に使われるものは下記に示した方法、原則により準備されなくてはならない。

魚 詰

第20条：水産物の魚詰：一般的な食物の性状が損われていない、可食の水産物の全部又は一部という形で洗浄し、煮て、その汁又は植物油の一つ又はソースで食物の、そして一般健康に関する品物および材料の特別の性状を定める規定で、許可されている材料の一つ又は幾つかが一緒になっているという形あるいはブラインづけとして準備される。

水産乾製品

第21条：乾製水産物：水産物を洗浄した後、水分量を減じる事により作られる。

重油、魚粉

第22条：魚油又は魚粉は、水産物又はこれらの産業用としての使用された残りから規程に示してある方法、原則に従い作られる。

魚の漬物

第23条：魚の漬物：鮮魚の鱗、頭、内臓を除去し、洗浄した後、塩と酢の混合液につけて、香料および調味料を加え作られる。

キャビヤ

第24条：キャビヤ、決った魚の卵から、食物と一般健康に関する品物と材料の特別の性状を定め

る規程で、許可を与えられた項目および規則で示されている方法と原則によりとれる。

キャピヤとは色およびオリジンにより赤又は黒である。

キャピヤを入れる容器がガラスである場合は色のついたものを使用しなければならない。

Tarama (塩した卵塊)

第25条：タラマ：規則で示してある数種の魚の卵を塩、硝酸カリを混ぜて保蔵して作られる。タラマは製品としても販売できる。

カラスミ

第26条：カラスミはボラおよび他の数種の魚の卵を塩処理し、干し、圧力をかけてほうろうで包んで作られる。

魚のペースト

第27条：魚のペースト：頭、ヒレ、内ぞう、骨、皮および鱗等を除去し、洗った新鮮な塩した魚を生又は煮た後、塩、香辛料、オリーブ油を混入し、つぶして作られる。

燻煙水産物

第28条：燻煙水産物：すべての性状が自然で新鮮で且つ可食な水産物を処理し、塩した後干して冷又は温燻により燻煙し、煙の中の殺菌力のある成分で包むことによってつくられる。

魚団、魚肉ソーセージ、サラミ

第29条：魚団、魚肉ソーセージ、サラミ：頭、尾部、ヒレ、内ぞう、骨、皮、鱗等を除去した新鮮な魚を煮て、塩、香辛料およびその他の健康に害のない物質を混入し、それぞれの方法によってつくられる。

塩蔵魚

第30条

冷蔵、冷凍水産物

第31条

食物の加工

第32条：水産物からつくられる食物は、この規定および食物と一般健康に関する品物および材料の特別の性状を定めた規程に示された性状および農業省によって発令される規則にそって作られる。

コントロール

第33条：商務、農業省は水産物生産者と水産物に関係ある商業従事者、産業従事者、商人および

これらの会社、魚市場、生産場所、生産 vehicles を Ministry inspection Committee を通して検査、および管理し法に従い必要な手続を行なう権利を有する。これらの省は、この使命を同省の他の官吏にも与えることができる。

第7章 底曳による水産物生産方法

底曳による水産物の生産

第34条：1380号法の第2条で記載され、使用目的を示してある底曳によって領海において法律で禁止された場所以外で水産物の生産を行なうのは下記の方法で行なう。

- 1) 底曳の内側バッグネット又は外側バッグネットの網目は18mm以下であってはならない。結節から結節による表示：網目を構成する方形の一端の長さを表わし、測定は網の糸の太さを含まず、内側で行なわれる。
- 2) 領海のうち陸から3マイルまでの底曳により水産物生産。3マイル以遠での二そう以上を使用した底曳は禁止されている。

第8章 仮規定

仮条1：産業および小企業は：排水と種々の有害物質に関する規程の発令日より2年以内に水産物生産の行なわれている場所に流すのを防ぐ対策をとることおよび防御施設をつくることを義務付けられている。

仮条2：市庁は：海と内水面に流される家庭よりの排物が水産物に害を及ぼさない形を保つような政策を；この規程の発令の日から5年以内にとらなければならない。

仮条3：水産行政機構が組織されるまでこの規定に記載されている義務は農業省の指名する農業機関によって代行される。

第9章 その他の規定

発効

第35条：1971年3月22日付1380号水産法の3、19、23、24条に従って準備され最高裁で検閲されたこの規程は官報で公開された日より効力を発する。

運営

第36条：この規程の法的拘束力は国会で運営される。

7. トルコにおける水産関係教育機関

1. 高校レベル

イスタンブール水産職業高等学校 在イスタンブール

2. 大学レベル

a. アンカラ大学農学部 在アンカラ

大学の水産生物の部門を通して動物学科の学生に植物と動物に関する増殖や漁業の目的の授業と同時に同じ目的に関する研究が行なわれる。

b. アンカラ大学農学部大学院 在アンカラ

大学院にて水産生物の増殖、漁業について博士課程の教育を行なっている。

c. エーゲ大学農学部 在イズミル

大学の動物と水産生物コースを通して動物学科の学生に動物飼育と同時に水産生物に関する教育を行なっている。

d. チクロワ大学農学部 在アンカラ

畜産コースにつながる水産研究所を通して教育と研究が行なわれている。

e. アタチュルク大学農学部 在エルズルム

動物学科の学生に水産生物に関しての授業を行なっている。

f. アンカラ大学獣医学部 在アンカラ

水畜産科を通して、特に魚病や飼育技術に関する教育研究が行なわれる。

g. エラズ大学獣医学部

アンカラより分離した学部で魚類の病気に関する教育と同時に増殖に関する教育を行なっている。

8. 教科教育指導進捗状況 1974～1975年度

漁業科 1 年

教科名	時間数	内 容
水産生物	3	
水産一般	2	水産増殖、漁製造終了
漁業	2	漁業の沿革・漁業の意義と分類・漁法・主要漁業の概説・漁具の材料・網地・釣漁具の材料・漁具資材の科学的性質 (法規による漁業の分類を除く)、1年時・2年時が多くいれかわっている。
航海・計器	2	基礎算法・水路書誌・航路標識・沿岸航法 (連針路航法・水路誌・立標・浮標・アジマスミラー、測程儀・測深器を除いて順調に進捗しているが、計算などは多くやっていないとのこと)
漁船・運用	2	「ト側」にて行なう。
実 習	8	漁業(2/week)；水産生物(2)航海・計器(2)運用(2) 漁業・水生は別に順調だが、航海・運用についてはほとんど実施しておらず、カッターをこがしたり、漁業実習にふりかえておるようである。

漁業科 2 年

海洋・気象	2	外部講師が2月よりきた関係上、ほとんど進捗しておらず、海洋についてのみ少しやった程度である。
漁業	4	魚種、漁場、漁業経営による漁業の分類・漁場・集魚灯漁業・釣漁業・延縄漁業・刺網の構成・釣、延縄の構成と設計 1、2、3年次が複雑に入れかわっている。
航海・計器	4	航程線航法・天文概説・時および時法(クロ)メーターを除く) 予定通り進捗している。
漁船・運用	3	「ト側」にて行なう。
水産・経営	3	「ト側」にて行なう。
実 習	12	漁業(6)海気(2)航・計(2)漁船・運用(2) 漁業は順調、その他は1年次と同じ。

9. 教科書作成状況

教科名	英文完成	トルコ語にてノート中	トルコ語にて完成
水産生物	○		○
水産一般			○
海洋・気象			海洋：外部講師に依頼している。 気象：大学などの資料をもとに作製中。
漁業	○	3年次用作製中	1、2年次用あり
航海・計器	○		講師による授業
漁船・運用	○		講師による授業
海事・法規			講師により準備
水産・経営			準備中
増殖	1部○	○	1部(マス、コイ)
冷蔵・冷凍	1部○	○	7月中完成予定
水産生物実験	○		
水産微生物	○		
水産製造	○	○	
水産化学	○	1部○	
水産土木	○ JICAにて作成	測量は平板まで	

LIB